

第 11 日目（9 月 11 日）

○議 長（清塚武敏君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は 20 名であります。

なお、桑原圭美君から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 ここで総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。議会前の貴重なお時間を頂戴いたしまして誠に申し訳ございません。既にお渡ししております決算認定の資料について誤りがございましたので、資料の差し替えと正誤表による訂正をお願いするものでございます。

差し替えていただく資料は、令和 6 年度財産に関する調書です。本日、机上に配付をさせていただきます丸正の財産に関する調書 2 ページをご覧ください。

2 ページの表は市の公有財産の一覧で、土地建物について令和 6 年度の状況を記載したものです。表の一番左の区分の欄をご覧くださいと、一番上に少し太字で公用財産の項目があり、その下に市役所施設として、3 つ下に市役所塩沢庁舎とあります。この塩沢庁舎につきましては、庁舎による日陰問題で、対象の土地を市が取得いたしました。そのため庁舎の面積は記載のとおり、前年度から 323.43 平米増え、決算年度末現在高は 9,665.01 平米となりました。その場合、一番右の欄、増減の理由の土地の欄に取得と記載すべきところ、記載が漏れており空欄となっていたものです。

ほかにも、同様の誤りが 18 ページまでに 6 か所ございまして、一つ一つの説明は省略いたしますが、いずれも土地建物に年度中の増減があったにもかかわらず、増減の理由欄が空欄となっていたものでございます。

また、9 ページをご覧ください。一番左の区分の欄に少し太字で普通財産と記載されておりますが、その上、その他の施設（区画整理用地）と記載され、内訳として塩沢中央通り区画整理用地と記載されております。この土地については、年度中の交換及び売却により決算年度末現在高はゼロ平米となりましたが、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高、いずれの面積に誤りがあったものです。

1 ページをご覧ください。今ほどの誤りによりまして、1 ページの土地及び建物の総括表も誤って集計されており、一番左の区分の欄の 4 段目、少し太字の公共用財産、またその内訳となる 4 段下のその他の施設、そして一番下の合計の 3 つの段において、土地（地籍）の面積中、決算年度中増減高と決算年度末現在高の面積が誤っておりました。つきましては本日、配付いたしました丸正の資料に差し替えをお願いしたいものでございます。

続きまして、本日配付いたしました正誤表により決算資料の訂正をお願いするものです。正誤表の 1 ページは決算資料 7 ページの訂正となります。下から 3 番目の表について金額に誤りがありましたので、訂正をお願いするものです。訂正箇所は、正誤表の下線部のとおりでございます。正誤表 2 ページ上段は、決算資料 8 ページの訂正です。一番上の表の件数と

金額に誤りがありましたので、訂正をお願いするものです。

正誤表 2 ページ下段は、決算資料 37 ページの訂正です。上から 2 番目の表の人数に誤りがありましたので、訂正をお願いするものです。

正誤表 3 ページ上段は、決算資料 42 ページの訂正です。下から 3 行目の表の受診者数のうち、括弧書きの無料クーポン券利用者数に誤りがありましたので、訂正をお願いするものです。

正誤表 3 ページ下段は、決算資料 43 ページの訂正です。一番上の表の受診者数と要医療者率に誤りがありましたので、訂正をお願いするものです。

正誤表 4 ページは、決算資料 44 ページの訂正です。一番上の表の延べ接種者数の下から 4 段目の人数が誤っておりました。また、表の欄外、米印の 2 つ目、注釈の文章中に人数の誤りがありましたので、訂正をお願いするものです。

訂正は以上となります。

議会初日、2 日目に続いての重ねての訂正となりましたこと、また、決算審議直前の訂正となってしまうことを深くおわび申し上げます。誤りの原因は全てこちらの確認が不足していたことによるものです。再発防止に向け一層気を引き締めて精査してまいります。大変申し訳ありませんでした。

○議 長 本日の日程は、議事日程（第 6 号）といたします。

○議 長 日程第 1、第 80 号議案 令和 6 年度南魚沼市一般会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。第 80 号議案であります。令和 6 年度南魚沼市一般会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響がほぼなくなり、以前の経済活動に戻ってきたものの、物価高騰は依然として落ち着く気配がなく、国や県からの交付金、補助金を有効に活用した中で、市民生活の安定と市内経済の活性化のため迅速に立ち向かった年であったと思っております。

物件費において、物価高の影響のほか、ふるさと納税関連経費の増加により、3 億 8,000 万円の増。補助費等では、前年度と比較して 4 億 6,000 万円の減。また扶助費では、児童手当の拡充などにより 1 億円の増となりました。投資的経費は、新健診施設や統合給食センターの建設、ふるさと応援活用基金を有効活用した道路の緊急舗装改修や消雪施設の緊急修繕などを実施したことによりまして、15 億円の増となっております。

また、ふるさと納税寄附金は 71 億 1,000 万円と前年度比 13 億円以上の増となり、経費等を差し引いて市が事業に活用できる部分について、一部を事業に充当したほか、後年度の事業への貴重な財源として基金に 37 億 5,000 万円の積立てを行いました。ご寄附をいただいた皆様には改めて感謝を申し上げるところであります。

これらによりまして、歳出総額は 438 億 437 万円。これは前年度と比較して 36 億 1,724 万

円の増額となり、過去最大となる多額な決算となっております。

歳入では、定額減税に伴う個人市民税の減や固定資産税の減などにより、市税全体で2億1,866万円の減となりましたが、定額減税に伴う個人市民税の減分については地方特例金で補填されていることから、地方交付税や各種譲与税・交付金を合わせた経常一般財源全体では、4,107万円の減となっております。

また、国県の支出金では、新健診施設建設に係る補助金や児童手当国庫負担金の増などを主要因に、合計7億3,159万円の増となっております。市債は、前年度比1億7,400万円の増ではありますが、財政の健全化に取り組みながら、必要な事業を行ってきたところであります。

これらのほか、ふるさと応援活用基金の活用による基金繰入金の増などにより、歳入総額は452億3,906万円で、前年度比29億4,760万円の増額となりました。

繰越明許費など、翌年度への繰越額を含んだ形式収支は14億3,469万円となり、繰り越すべき財源1億3,670万円を除いた実質収支は12億9,798万円となりました。前年度の実質収支17億7,377万円との比較による単年度収支は、4億7,578万円の赤字となっております。

説明は以上であります。個別部分につきましては、各担当部長等に説明させますので、よろしくご審議いただき、認定を賜りますようお願いするところであります。どうぞよろしくお願ひします。

**○議長** 監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

**○代表監査委員** おはようございます。報告の前に、私ども監査の方法につきましては、審査に付されました決算書類等につきまして、法令に遵守しておるか、係数は正確であるか、当然のことでございますけれども、予算の執行が適正であるか等々で審査してございます。

審査の資料につきましては、今ほど総務部長から説明をいただいた資料の前段の提出資料をもちまして審査をしてございます。今ほどの正誤表に基づく財産の調書でございますけれども、総務部長の説明をもちまして、監査としましても符合しておるということをお含みいただき、議会の皆様方にはご決定、審議をいただければと思っております。

それでは、令和6年度南魚沼市一般会計歳入歳出決算意見を報告させていただきます。まず、審査意見書の1ページでございます。第1、審査の概要でございますが、基準に準拠している旨、審査の種類、審査の対象は記載のとおりでございます。審査の期間でございますけれども、令和7年7月8日から令和7年8月5日まででございます。審査の方法につきましても、今ほど申し上げました。

第2、審査の結果でございます。審査に付されました南魚沼市一般会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書及び定額運用基金運用状況報告書は、関係法令に準拠し、係数は関係帳簿と符合しておりまして、適正に作成されておりました。これも今ほどご説明申し上げた内容でございます。また、予算の執行に関しましても適正でございました。

審査意見書の2ページでございます。決算の概要でございますが、本年度一般会計歳入の予算現額は499億1,655万円でありました。決算額は、歳入452億3,907万円、歳出438億437万円で、形式収支は14億3,470万円の黒字となり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源1億3,671万円を控除した実質収支は、12億9,799万円の黒字となりました。さらに前年度の実質収支の黒字額17億7,378万円を控除しました単年度の収支につきましては、4億7,579万円の赤字となっております。

(2)でございます。歳入につきましては、決算額は、前年度に比べ29億4,761万円増加しております。予算現額に対します収入率は90.6%、調定額に対する収入率は89.4%であり、前年度に比べ予算現額に対する収入率は7.5ポイント、調定額に対します収入率は6.8ポイントそれぞれ低下しております。ア、市税からオ、市債までは、記載のとおりでございます。

(3)でございます。歳出につきましては、決算額は前年度に比べ36億1,725万円増加しております。予算現額に対します執行率は87.8%で前年度に比べ5.4ポイント低下しております。

続きまして5ページ、(4)のむすびでございます。一般会計は実質収支は黒字であります。単年度収支は赤字となっております。財政分析の結果を見ますと、財政力指数は若干上昇し、実質公債費比率は、単年度で見ますと当年度につきましては11.1%で前年度より改善されておりますけれども、3か年平均の数値でありますため前年度と同率の11.8%となっております。

経常収支比率は前年度に比べ3.9ポイント上昇し、93.4%であり、これは財政の硬直化が少し進んだ状態と考えられます。今後の動向に注視が必要と思っております。将来負担比率は、将来負担額から充当可能財源等を差し引いた数値がマイナスとなっておりますので、前年度と同様に比率はございません。なしでございます。

歳入におきましては、税収は全体で前年度に比べ調定額で3.4%、収入済額で3.0%減少と大幅な減収となっておりますが、これは定額減税の影響や固定資産の評価替え年度であったことが要因と考えられております。定額減税による減収分につきましては、当年度地方特例交付金により収入となっており、税収の悪化は実績には見られません。

不納欠損額ですけれども、1億5,964万円で、前年度に比べまして7,939万円増加しており、特に固定資産税につきましては、1億4,779万円と多額となっております。長期間滞納が続いている事案につきましては、早期の催告それから法的整理等も考慮しました収納対策の取組を強化していただきたいと思っております。

ふるさと納税につきましては、寄附金申込額が71億円を超えまして、欠くことのできない当市の財源となっております。返礼品目につきましては、当市の誇るブランド品のため、今後も一層のPRとそれから適正な管理・運営をお願いしたいと思っております。

歳出におきましては、価格高騰に対する支援事業、医師確保緊急対策事業、看護師人材確保支援事業、除雪機借用費等補助事業、イノベーション推進事業、それから新エネルギー対

策推進事業など、多くの支援事業を実施してございまして、市民生活の安定並びに地域医療の推進、地域経済の活性化に役立っておったと思っております。

本年度につきましては、財政計画に基づく健全な財政運営の取組を確実に進めてきた結果、起債残高は減少し、財政健全化の指標比率にも改善が見られますけれども、今後計画される新ごみ処理施設建設等、多額の財政負担を必要とする大規模事業においては、国県等の補助金を最大限活用することによりまして、財政負担の軽減に取り組み、事業と市債のバランスを考慮しながら、公債費管理を徹底しまして十分な市債発行余地を持つことが大切ではないかと思っております。

今後はいまだ終息が見えませんが——これは世界情勢もありますけれども、物価高騰、それから速いペースで進行しております、当市もそうですけれども人口の減に伴いまして、歳入の根幹であります市税及び地方交付税の減少は避けて通れないと思っております。高齢者人口の割合が増えることで扶助費の増加も求められるほか、公有施設の老朽化によりまして修繕費や更新費等の財政需要がさらに大きくなることが予想されております。限りあります財源、基金を効率的に効果的に施設に反映させ、住民サービスを確保しまして、行政の課題解決に向けて最大限の効果を発揮できる持続可能な市財政運営に期待いたします。

以上、報告とさせていただきます。

**○議長** 長 歳入の説明を求めます。

市民生活部長。

**○市民生活部長** それでは、令和6年度一般会計決算の歳入についてご説明申し上げます。決算書の18、19ページをお開き願います。一般会計決算の事項別明細書でご説明いたします。

1款市税、1項市民税、1目個人分です。収入済額は、前年度比2億183万円の減となりました。1節現年課税分では、1億9,817万円の減。納税義務者は3万225人で、前年度と比較しまして特別徴収で361人の増加、普通徴収で101人の減少、全体では260人の増加となっています。調定額は2億14万円の大幅減となっております。これは令和6年度は定額減税が実施され、住民税1人当たり1万円が控除されたためです。適用者数は控除対象配偶者、扶養親族を含んだ数で3万8,982人。市民税の控除額は2億2,308万円となります。控除された市民税額は地方特例交付金で補填されております。

なお、当初課税の課税標準額で比較すると、給与所得が前年度比2.3%の増、農業所得が24.9%の減、営業所得が3.8%の減、譲渡所得が17.8%の減、その他の所得が0.4%の減となっています。決算の対象となった令和5年所得ですが、高温と渇水で米の品質が低下したことで農業所得が大きく減っています。

2節滞納繰越分は、調定額が減少しているため、収納済額は前年度比で366万円の減となっております。不納欠損額は、前年度比310万円の増となりました。収入未済額では現年分、滞納繰越分を合わせて前年度比835万円の減となりました。収納率は、備考欄に記載のとおり現年度課税分は0.1ポイント上昇し99.4%、滞納繰越分は2.8ポイント低下し、22.7%。個人分全体の収納率は前年度と同様で、97.0%となりました。

その下、2目法人分です。収入済額は、前年度比4,629万円の増となりました。1節現年課税分の収入済額が4,690万円の増となっております。均等割は142万円の増、法人税割が4,548万円の増となっております。円安で輸出企業を中心に好調な業績となったことが他の業種にも波及したことで、前年度より増となる業種が多かったと考えられます。法人税割額は5年ぶりに増加しています。一方で、物価の上昇や人件費の増加などで事業収益の伸び悩みも見られます。法人税割額を業種別で前年度と比較すると、製造業が大幅に増加し、建設業、電気ガス業、金融業、不動産業も増加しています。一方で、卸売、小売、飲食業は減少しています。

2節滞納繰越分の収入済額は、前年度比60万円の減です。不納欠損額は、前年度比13万円の増となりました。収入未済額では、前年度比6万円の減となりました。収納率は現年課税分で0.5ポイント低下し、99.2%、滞納繰越分は7.9ポイント低下し、15.7%となりました。

1項市民税の合計では、収入済額で前年度比1億5,553万円減の26億5,311万円、不納欠損額で324万円増の670万円、収入未済額で525万円減の6,945万円、滞納繰越分も含めた収納率は0.1ポイント低下し、97.2%となりました。

その下の表、2項1目固定資産税です。収入済額は、前年度比6,408万円の減となりました。1節現年課税分は、調定額で前年度比6,446万円の減、収入済額では前年度比5,803万円の減となりました。調定額は土地で1.6%の減、家屋で1.7%の減、償却資産で1.5%の減となっております。令和6年度は土地については価格の下落が続いていること、家屋については評価替えの年度に当たり、既存の家屋分が減少となったことなどが原因となります。

2節滞納繰越分の収入済額は、前年度比605万円の減。これは調定額が減少してきていること、物価上昇などの影響で納税することが困難なケースが増えてきたことなどが考えられます。不納欠損額は、前年度比6,781万円増の1億4,778万円となりました。これは徴収の見込みのない古い滞納分を不納欠損としたため、令和6年度は大幅に増加しています。収入未済額は、多額の不納欠損をしたことなどで現年度、滞納繰越分を合わせて前年度比1億2,387万円減の5億5,776万円となりました。収納率は現年課税分で0.1ポイント上昇し、98.2%。滞納繰越分を含めた全体で0.8ポイント上昇し、84.4%となりました。

2目国有資産等所在市町村交付金は、非課税となる国、県が所有する固定資産に係る固定資産税相当額が交付金として収入になるもので、国有林は単価が上がったため、交付金額は増加しましたが、その他の国有資産の合計交付金額が減少したため、全体では1万円の減となりました。

その下の表、3項軽自動車税、1目環境性能割は、軽自動車を取得した取得者に課税される税金で、賦課徴収業務は県が行い、交付基準に基づいて市に交付となるものです。令和6年度の収入済額は、前年度比139万円の増となりました。取得された軽自動車の台数は、前年度より178台多い735台となっております。

その下、2目種別割です。収入済額は前年度比489万円の増、不納欠損額は21万円の増、

収入未済額は 105 万円の減となりました。軽自動車等の登録台数全体は原動機付自転車や農耕車の減少などから年々減少傾向ですが、増税となっている新税率の車両の増加や登録年の古い重課対象車両の割合の増加により、調定額、収入済額が伸びています。収納率は現年課税分が前年度比 0.1 ポイント上昇し、99.5%。滞納繰越分が 4.4 ポイント上昇し、27.6%となりました。

20、21 ページをお開きください。4 項 1 目市たばこ税です。収入済額は、前年度比 740 万円減となりました。平成 30 年 10 月に加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法が見直され、令和 4 年 10 月まで課税強化が段階的に行われました。このため令和 5 年度までは換算した販売本数は増えておりましたが、令和 6 年度には制度改正などが行われなかったため、税計算の際の販売本数が若干減り、収入済額が減少しました。

次の表、5 項 1 目入湯税です。収入済額は、前年度比 229 万円の増となりました。令和 6 年能登半島地震による被災地域を対象とした観光振興として実施された旅行宿泊料金支援の北陸応援割の対象地域となったことから、集客数は増加しました。このこともあり、滞納繰越分も現在解消しております。

次の表、6 項 1 目都市計画税は、滞納繰越分のみとなります。収入済額は、前年度比 20 万円の減となりました。不納欠損額は前年度比 266 万円の増、収入未済額は 494 万円の減となりました。滞納繰越分の収納率は 1.0 ポイント低下し、1.9%となりました。

ここまでの 6 税目全体の収入済額は、前年度比 2 億 1,866 万円減の 71 億 8,861 万円となりました。市民税の法人分は伸びましたが、定額減税の実施による市民税個人分の減、評価替えによる固定資産税の減で、市税としては減額となりました。現年度分の収納率は、前年度と同様で 98.8%、滞納繰越分の収納率は 0.7 ポイント低下し、8.0%となりました。現年課税分と滞納繰越分を合わせた収納率は前年度比 0.4 ポイント上昇し、90.0%となりました。不納欠損額は、前年度比 7,393 万円増の 1 億 5,963 万円となりました。固定資産税で多額の不納欠損を出したことによりまして、前年度と比較すると大幅に増加しました。

今後も税収確保と滞納繰越しの縮減に向けて、納付の遅れている方に対しては、早期に滞納が解消するよう取組を継続してまいります。長期滞納者に対しましては、生活状況や収入状況を的確に把握し、状況によっては滞納処分を的確に行うことと併せて、実態に即した執行停止、不納欠損を実施することで、滞納繰越分の縮減も図ってまいります。

以上で、1 款市税に対する説明を終了いたします。ここで総務部長と交代します。

○議 長 総務部長。

○総務部長 引き続き、ご説明申し上げます。20、21 ページ、一番下の表からです。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税は、市道延長と面積により案分し譲与されるもので、前年度比 131 万円の減です。

22、23 ページをお願いいたします。最初の表、2 項 1 目自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の 3 分の 1 に相当する額を、市道延長と面積により案分し譲与されるもので、前年度比 45 万円の減です。

2番目の表、3項1目森林環境譲与税は、私有林人工林面積、林業就業者数、人口などから算定され譲与されるもので、譲与額全体の増額に加え、譲与割合や県と市町村の配分割合に変更があったため、前年度比735万円の増です。

3番目の表、3款利子割交付金は、利子課税の一部が、個人県民税の収入率の割合で交付されるもので、前年度比80万円の増です。

最後の表、4款配当割交付金は、上場株式等の配当割の一部が、個人県民税の額で案分して交付されるもので、前年度比1,581万円の増です。

24、25ページをお願いいたします。最初の表、5款株式等譲渡所得割交付金は、株式等の譲渡をする際に課税される県税の一部が、各市町村の個人県民税の額で案分して交付されるもので、前年度比2,499万円の増です。

2番目の表、6款法人事業税交付金は、県が法人事業税の収入額に7.7%を乗じて得た額を市町村に対し従業者数で案分して交付するもので、前年度比970万円の増です。

3番目の表、7款地方消費税交付金は、地方消費税額の2分の1を人口や従業者数で案分して交付されるもので、前年度比5,144万円の増。備考欄1行目の一般財源分は、人口及び従業者数に応じて配分されるもので、2,310万円の増。2行目の社会保障財源分は人口に応じて配分されるもので、2,834万円の増です。

一番下の表、8款環境性能割交付金は、前年度比722万円の増。1目環境性能割交付金は、県税として徴収された普通自動車分の一部が市町村に交付されるもので、前年度比1,016万円の増。

26、27ページをお願いいたします。最初の表、2目自動車取得税交付金は、前年度比294万円の減。自動車取得税は令和元年9月末で廃止されておりますが、過去の追徴課税分が交付されたものでございます。

2番目の表、9款1項1目地方特例交付金は、国の制度変更による地方負担の増や、地方の減収が生じた場合などに、減収補填の目的で特例的に交付されるもので、前年度比2億3,279万円の増。備考欄1行目、個人住民税減収補てん特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収分の補填で、前年度比140万円の増。2行目、定額減税減収補てん特例交付金は、令和6年の定額減税による減収分の補填で、皆増となります。

最後の表、9款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症対策として、新たに取得した先端設備等に該当する家屋、及び償却資産に対する固定資産税の軽減措置による減収分の補填で、前年度比249万円の減です。

28、29ページをお願いいたします。最初の表、10款地方交付税は、前年度比2億1,071万円の増。備考欄1行目、普通交付税は、前年度比1億6,786万円の減。2行目、特別交付税は、豪雪への対応などにより3億7,858万円の増。3行目、震災復興特別交付税は、ほぼ前年度と同額です。

2番目の表、11款交通安全対策特別交付金は、前年度とほぼ同額。

最後の表、12 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林水産業費分担金は、南沢線、永松線、寺尾河原沢線の改良工事など、林道整備事業の地元分担金となります。

表の 2 段目、2 目土木費分担金は、前年度比 446 万円の増。備考欄 1 行目、融雪施設維持費分担金は、市道融雪施設の電気料の地元分担金で、豪雪による稼働時間の増により、前年度比 910 万円の増。2 行目、融雪施設補修費分担金は、消雪パイプ修繕や削井工事に対する地元負担金で、181 万円の増。3 行目、道路整備事業分担金（繰越明許）は、天王町 34 号線の改良に係るものです。4 行目、融雪施設補修費分担金（繰越明許）は、法音寺妙音寺線及び一国道東線の消雪削井工事に係る分担金となります。収入未済額の 50 万円は、翌年度繰越しとなった余川国道連絡線の消雪施設改修工事に伴う分担金の繰越分です。

30、31 ページをお願いいたします。最初の表、3 目災害復旧費分担金は、能登半島地震で被災した泉盛寺地内、樺野沢地内の水田の畦畔復旧工事に係るものです。収入未済額の 48 万円は、翌年度繰越しとなった吉里地内の農地災害復旧工事に伴う分担金の繰越分です。

2 番目の表、2 項負担金、1 目民生費負担金は、前年度比 4,779 万円の減。1 節社会福祉費負担金は、備考欄 2 行目、老人保護措置費負担金が、養護老人ホームの市内入所者の所得の変動などで減となったことにより、前年度比 121 万円の減。

2 節児童福祉費負担金は、前年度比 4,658 万円の減。備考欄 1 行目、保育園入園費負担金は、浦佐認定こども園が公私連携に移行したことに伴い、4,565 万円の減。3 行目、放課後児童健全育成事業負担金は、学童保育の保護者負担分で、94 万円の減。不納欠損額の 73 万円は、保育園と学童保育の滞納繰越分でございます。収入未済額の 328 万円は、主に保育園の滞納繰越分でございます。

表の 2 段目、2 目教育費負担金は、学校災害共済の保護者負担金で、前年度とほぼ同額。

なお、前年度は、表の 3 段目に、3 目土木費負担金がありましたが、事業完了により皆減しております。

以上、12 款分担金及び負担金は、全体で、前年度比 4,348 万円の減となります。

最後の表、13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料は、前年度比 14 万円の増。

32、33 ページをお願いいたします。2 目衛生使用料は、前年度比 109 万円の増。1 節保健衛生使用料は、前年度同額。2 節環境衛生使用料は、一般火葬炉の使用が増加したことにより、前年度比 105 万円の増。使用状況は決算資料 48 ページに記載のとおりとなっております。3 節清掃使用料は、ほぼ前年度並みです。

表の 2 段目、3 目労働使用料は、前年度比 14 万円の減。

表の 3 段目、4 目商工使用料は、前年度比 11 万円の増です。

表の 4 段目、5 目土木使用料は、前年度比 51 万円の増。収入未済額の 1,160 万円は、およそ 1,046 万円が住宅使用料、114 万円が駐車場使用料の滞納分です。

34、35 ページをお願いいたします。土木使用料の続きとなります。5 節公共物使用料は、いわゆる青線・赤線の占用に係るもので、前年度比 16 万円の増。

表の2段目、6目教育使用料は、前年度比160万円の減。1節教育総務使用料は、教員住宅の入居者の減少により、前年度比92万円の減。2節小中学校使用料は、前年度とほぼ同額。3節社会教育使用料は、5つの施設全体で、前年度比67万円の減。4節保健体育使用料は、体育施設の使用料で、前年度とほぼ同額です。

以上、1項使用料の計は、前年度比11万円の増となります。

2番目の表、2項手数料、1目総務手数料は、前年度比210万円の減。1節、2節は、ともに前年度とほぼ同額です。3節戸籍住民基本台帳手数料は、前年度比196万円の減。備考欄1行目の戸籍・住基その他証明手数料の減が主な要因となります。

36、37ページをお願いいたします。2目民生手数料は、主に居宅介護予防支援事業手数料で、前年度比84万円の増。

表の2段目、3目衛生手数料は、前年度比165万円の減。1節保健衛生手数料は、前年度比19万円の増。2節清掃手数料はごみ全体の減量に伴い、前年度比185万円の減。収入未済額21万円は、し尿汲取手数料の滞納分です。

表の3段目、4目農林水産業手数料は、2節畜産業手数料の減により、前年度比576万円の減です。

表の4段目、5目土木手数料は、前年度とほぼ同額。

38、39ページをお願いいたします。表の2段目、6目消防手数料は、前年度とほぼ同額。

7目教育手数料は、前年度と同じく歳入はありませんでした。

以上、2項手数料の計は、前年度比855万円の減で、13款使用料及び手数料全体では、前年度比844万円の減となります。

2番目の表、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、前年度比2億2,008万円の増。1節社会福祉費国庫負担金は、前年度比2,726万円の減。備考欄1行目から3行目までは、名称に国保の文字が加わっておりますが、内容は前年度と変わりなく、ほぼ前年度並みです。4行目、生活保護費負担金（4分の3）は、1,227万円の減。6行目、障がい者自立支援給付費国庫負担金（2分の1）は、865万円の減。そのほかは、ほぼ前年度並みとなっています。

40、41ページをお願いいたします。最初の表、備考欄1行目、低所得者保険料軽減国庫負担金（介護）は、名称に介護の文字が加わっておりますが、内容は前年度と変わりなく、前年度比649万円の減です。2節児童福祉費国庫負担金は、前年度比2億4,735万円の増。備考欄3行目、児童手当国庫負担金は、対象年齢の引上げ、第3子以降の支給額の増額、所得制限の撤廃など制度の拡充によりまして、1億474万円の増です。4行目、子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、公私連携により浦佐認定こども園が対象に加わったことなどにより、1億4,299万円の増です。

なお、令和5年度は2目に衛生費国庫負担金がありましたが、新型コロナウイルスワクチンの接種が定期接種に移行したため、皆減しております。

以上、1項国庫負担金の計は、前年度比6,765万円の増です。

2番目の表、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、前年度比9,384万円の減。1節総務管理費国庫補助金は、前年度比9,325万円の減。備考欄3行目、地域経済循環創造事業交付金は、起業や事業拡大の際の設備投資に対する補助で、皆増です。5行目、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）は、地域再生計画に基づいて実施した事業への交付金で、2,573万円の減。事業内容は、マッチボックス及び事業承継マッチングサイトの運営となります。その下の行、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）は、子育てICTシステムと、母子健康支援システムの導入、及び住民総合ポータルの導入に対するもので、皆増となります。下から3行目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、全国的な物価高騰に対応するためのもので、令和6年度の執行分に対し交付されたものです。下から2行目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（繰越明許）は、令和5年度から繰り越した戸籍住基システムの改修に係るものです。最後の行、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（繰越明許）は、令和5年度から繰り越した物価高騰対策の交付金です。

なお、南魚沼市が実施した物価高騰対策事業につきましては、決算資料89ページにまとめております。

また、前年度計上のあった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、事業終了により皆減しております。収入未済額の2億1,301万円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、翌年度に繰越しをするものです。また、令和5年度は、2節として学校安全特別対策事業費補助金がありましたが、通学バスの児童置き去りを防止する安全装置の設置が完了したため皆減しております。

42、43ページをお願いします。2目民生費国庫補助金は、前年度比7,319万円の減。1節社会福祉費国庫補助金は、前年度比3,724万円の減で、前年度に記載のあった施設整備交付金の皆減によるものでございます。

2節児童福祉費国庫補助金は、前年度比3,594万円の減。備考欄4行目、子ども・子育て支援交付金は、交付要綱の改正に伴う新たな支援メニューの追加と単価改正により、前年度比3,010万円の増。その下の行、保育対策総合支援事業費補助金は、保育体制強化事業と子ども誰でも通園事業に係るもので、通園バスの安全装置の設置完了と新型コロナウイルス感染症対策の終了などにより、前年度比573万円の減。最後の行、児童手当システム改修事業補助金は、制度改正に伴うシステム改修に係るもので、皆増。

なお、令和5年度計上のあった、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金は、補助率の有利な子ども・子育て支援交付金に移行したことにより、皆減しております。

表の2段目、3目衛生費国庫補助金は、前年度比1億8,058万円の減。備考欄1行目、循環型社会形成推進交付金（3分の1）は、新ごみ処理施設の環境アセスメント調査などに係るもので、522万円の増。下から3行目、出産・子育て応援交付金事業国庫補助金は、伴走型相談支援、及び出産・子育て応援給付金事業に係るもので、2,695万円の減。収入未済額の72万円は、出産・子育て応援給付金システムの改修に係る補助金で、繰越しとしたものです。

表の3段目、4目農林水産業費国庫補助金は、地方創生道整備推進交付金で、前年度比117

万円の減です。

44、45 ページをお願いいたします。5目土木費国庫補助金は、前年度比7億6,610万円の増。1節道路橋りょう費国庫補助金は、前年度比2億5,871万円の増。備考欄1行目、社会資本整備総合交付金(10分の5から10分の6)は、道路橋りょう維持補修事業、消パイリフレッシュ、道路新設改良、街路新設改良などに係る補助金で、1,910万円の増。2行目、社会資本整備総合交付金(3分の2)は、機械除雪、除雪機械の整備事業に係る補助金で、8,299万円の増。3行目、道路メンテナンス事業補助金は、道路の長寿命化修繕計画に基づく橋梁やトンネルの修繕などに係るもので、683万円の増。4行目、地方創生道整備推進交付金は、572万円の減。5行目、臨時道路除雪事業費補助金(2分の1)は、豪雪対応のため臨時的に特例として追加配分されたもので、皆増。6行目、交通安全対策事業補助金は、事業量の増加により、3,620万円の増。次の行以降の4つの繰越明許に係る補助金につきましては、合計で3,921万円の減であります。

なお、令和5年度計上のあった、無電柱化事業に係る補助金が、事業完了により皆減しております。収入未済額の1億4,060万円は、消融雪施設維持管理事業や道路新設改良事業の繰越しに係るものです。

2節都市計画費国庫補助金は、前年度比5億810万円の増。備考欄2行目、社会資本整備総合交付金は、街路塩沢中央通り線——いわゆるつむぎ通りでございますが——及び塩沢交流広場の整備に係るもので、3,793万円の増。3行目、都市構造再編集中支援事業費補助金(2分の1)は、新健診施設に係るもので、皆増です。次の2つの行にある繰越事業の補助金は、街路塩沢中央通り線の整備と景観計画の策定事業の繰越しに係るものです。収入未済額2億5,704万円は、新健診施設整備事業の逐次繰越分です。

3節住宅費国庫補助金は、木造住宅の耐震化や克雪住宅に対するもので、前年度とほぼ同額です。

表の2段目、6目消防費国庫補助金は、前年度比303万円の増。1節消防費国庫補助金は、電柱標識の設置に係る補助金で、前年度比17万円の減。

2節防災費国庫補助金は、特定空家の除却などに係る補助金で、皆増。収入未済額158万円は、特定空家除却事業の繰越分です。

46、47 ページをお願いいたします。7目教育費国庫補助金は、前年度比1億183万円の減。1節小学校費国庫補助金は、前年度比9,017万円の減。備考欄4行目、学校施設環境改善交付金(大規模改造)(3分の1)は、北辰小学校の長寿命化工事に係るもので、皆増。5行目、学校施設環境改善交付金(大規模改造)(2分の1)は、防犯カメラの設置に係るもので、皆増です。6行目、公立学校情報機器活用支援体制整備補助金(3分の1)は、GIGAスクールのネットワーク調査とGIGAスクール運営支援センター整備に係るもので、皆増です。

2節中学校費国庫補助金は、前年度比738万円の減。備考欄1行目、要保護生徒援助費補助金(2分の1以内)は、皆増。6行目、公立学校情報機器活用支援体制整備補助金(3分の1)は、小学校費と同じくGIGAスクールに係るもので、皆増。

48、49 ページをお願いいたします。3 節特別支援学校費国庫補助金は、前年度比 112 万円の増。備考欄 2 行目、学校施設環境改善交付金（大規模改造）（2 分の 1）は、防犯カメラの設置工事に係るもので、皆増。3 行目の公立学校情報機器活用支援体制整備補助金（3 分の 1）は、小学校費、中学校費と同じ内容で、皆増。

4 節社会教育費国庫補助金は、前年度比 779 万円の減。備考欄の遺跡発掘調査費補助金（2 分の 1）は、試掘箇所が増により、224 万円の増。

なお、令和 5 年度計上のあった坂戸城跡の立木伐採や土地の購入などに対する史跡等保存整備事業補助金が皆減しております。

5 節保健体育費国庫補助金は、統合給食センターの建設に係るもので、皆増。収入未済額 2 億 3,475 万円は、継続費の通次繰越分となります。

以上、2 項国庫補助金の計は、前年度比 3 億 1,850 万円の増です。

2 番目の表、3 項委託金、1 目総務費委託金と、表の 2 段目、2 目民生費委託金は、前年度とほぼ同額です。

50、51 ページをお願いいたします。3 目土木費委託金は、流雪溝の取水ポンプの電気代に係るもので、豪雪の影響により、前年度比 59 万円の増となります。

令和 5 年度は、次に 4 目消防費委託金がありましたが、該当がないため皆減しております。

以上、3 項委託金の計は、前年度比 83 万円の増で、14 款国庫支出金全体の合計は、前年度比 3 億 8,699 万円の増となります。

2 番目の表、15 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金は、前年度比 7,409 万円の増。1 節社会福祉費県負担金は、前年度比 541 万円の増。備考欄 1 行目から 4 行目の負担金は、名称中に国保の文字が加わっておりますが、内容は前年度と変わりなく、いずれも国保税の被保険者の負担軽減制度に対し、県が一定の割合を負担するもので、合わせて前年度比 339 万円の減です。6 行目の生活保護費県負担金（4 分の 1）は、住所のない方を保護した際に、通常保護の市負担分 4 分の 1 を県が負担するもので、皆増です。下から 3 行目と最後の行の負担金も、名称に後期あるいは介護の文字が加わっておりますが、内容に変更はありません。

2 節児童福祉費県負担金は、前年度比 4,751 万円の増。備考欄 2 行目、児童手当県負担金は、国と県の負担割合の変更により、627 万円の減。3 行目、子どものための教育・保育給付費県費負担金は、浦佐認定こども園の公私連携への移行などにより、前年度比 5,401 万円の増です。

52、53 ページをお願いいたします。3 節災害救助費県負担金は、備考欄の 2 項目とも皆増。2 行目の災害救助法に基づく災害救助費負担金（10 分の 10）は、災害救助法の適用により、必要となった豪雪対策の経費について交付を受けたものです。

表の 2 段目、2 目衛生費県負担金は、予防接種健康被害救済申請に係る申請者への給付金で、皆増です。

表の 3 段目、3 目土木費県負担金は、街路塩沢中央通り線の県道敷の買入れに係るもので、

前年度比 1 億 4,269 万円の増。

表の 4 段目、4 目消防費県負担金は、前年度比 91 万円の増。1 節防災費県負担金は、県と合同で行った総合防災訓練の負担金で、皆増。2 節消防費県負担金は、能登半島地震の消防救助活動に対する負担金で、前年度比 82 万円の減です。

表の 5 段目、5 目事務移譲交付金は、移譲事務や経由事務について基準に基づき交付されるもので、前年度とほぼ同額です。

以上、1 項県負担金は、前年度比 2 億 1,783 万円の増となります。

54、55 ページをお願いいたします。2 項県補助金、1 目総務費県補助金は、前年度比 74 万円の減。備考欄 4 行目、移住・マッチング支援事業県補助金は、実績 9 世帯で単身世帯の申請が多かったことから、165 万円の減。最後の行、犯罪被害者等見舞金支給事業補助金は、犯罪行為により死亡または重傷病を負った被害者に対して見舞金を支給するもので、皆増。

表の 2 段目、2 目民生費県補助金は、前年度比 3,562 万円の減。1 節社会福祉費県補助金は、前年度比 6,168 万円の減で、令和 5 年度計上の介護基盤整備事業費補助金が、施設整備の完了により皆減となったことによるものでございます。備考欄最後の行、新潟県補聴器使用状況調査補助金は、皆増。収入未済額の 1,176 万円は、低所得者世帯に対する灯油購入費助成事業県補助金で、繰り越して実施をするものです。

2 節児童福祉費県補助金は、前年度比 2,605 万円の増。備考欄 2 行目、新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金は、事業の追加などにより 1,833 万円の増。3 行目、施設型給付費地方単独費用県補助金は、浦佐認定こども園の追加により、554 万円の増です。

56、57 ページをお願いします。表の 2 段目、3 目衛生費県補助金は、前年度とほぼ同額。1 節保健衛生費県補助金は、前年度比 46 万円の増。備考欄 4 行目、子ども医療費助成等交付金は、478 万円の増。下から 2 行目、不妊・不育症治療費助成事業補助金は、新たに補助金が創設されたことから、皆増であります。最後の行、がん患者医療用補整具助成事業補助金は、ウィッグなどの購入に対するもので、皆増です。

2 節環境衛生費県補助金は、前年度比 49 万円の減。備考欄 2 行目、藪刈り払い等地域環境整備支援事業県補助金は、熊対策として実施した魚野川河川敷の刈り払いに係るもので、250 万円が補助上限となったため、前年度比 82 万円の減です。3 行目、緩衝地帯管理 D X 導入支援事業県補助金は、トレイルカメラの購入などに対するもので、皆増です。

表の 3 段目、4 目農林水産業費県補助金は、前年度比 1 億 993 万円の増。1 節農業費県補助金は、前年度比 7,736 万円の減。収入未済額 12 億 5,875 万円は、J A みなみ魚沼のすいか選果場建設に対する補助金と農業用水路の整備に対する補助金の繰越分です。

58、59 ページをお願いいたします。2 節林業費県補助金は、前年度比 1 億 7,434 万円の増。備考欄 3 行目、県単農林水産業総合振興事業補助金は、南魚沼森林組合が整備するグループ付バックホーに係るもので、皆増。下から 2 行目、林業・木材産業循環成長対策事業交付金は、J A みなみ魚沼が整備するしいたけハウスに対するもので、皆増です。

3 節農林災害県補助金は、能登半島地震による災害復旧工事に対するもので、皆増です。

収入未済額 1,434 万円は、吉里地区の農業用水路の災害復旧工事に対する補助金の繰越分となります。

60、61 ページをお願いいたします。5 目商工費県補助金は、前年度比 71 万円の減で、前年度計上のあったオープンネーム事業承継推進事業県補助金の皆減によるものです。

表の 2 段目、6 目土木費県補助金は、前年度、2 節として計上していた都市計画費県補助金の皆減により、前年度比 360 万円の減となります。

表の 3 段目、7 目教育費県補助金は、前年度比 165 万円の増。1 節小学校費県補助金は、スクール・サポート・スタッフに対するもので、前年度比 57 万円の減。

2 節中学校費県補助金は、前年度比 159 万円の増。備考欄 4 行目、部活動地域移行体制整備等補助金は、52 万円の減。最後の行、スクール・サポート・スタッフ市町村支援事業補助金は、中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置が補助対象となったため、皆増です。

3 節社会教育費県補助金は、前年度比 62 万円の増。備考欄 1 行目、遺跡発掘調査費県補助金は、試掘箇所が増えたため、35 万円の増。2 行目、新潟県市町村プログラミング体験教室開催等促進補助金は、子供のプログラミング体験教室に対するもので、皆増です。

なお、令和 5 年度は、この次に 8 目労働費県補助金として、マッチボックスの導入費用補助が計上されておりましたが、導入完了により皆減しております。

以上、2 項県補助金は、全体で前年度比 7,003 万円の増となります。

62、63 ページをお願いいたします。3 項委託金、1 目総務費委託金は、前年度比 3,512 万円の増。1 節総務管理費委託金と、2 節徴税費委託金は、前年度とほぼ同額。

3 節選挙費委託金は、備考欄記載の選挙の皆増と、前年度選挙の交付金の皆減により、前年度比 2,844 万円の増。

4 節統計調査費委託金は、農林業センサスの調査年だったため、前年度比 695 万円の増です。

表の 2 段目、2 目民生費委託金は、前年度と同額。

表の 3 段目、3 目農林水産業費委託金は、前年度とほぼ同額。

64、65 ページをお願いいたします。4 目土木費委託金は、前年度比 2,290 万円の増。1 節道路橋りょう費委託金は、備考欄 2 行目、県道歩道除雪委託金が豪雪の影響により増となったため、前年度比 2,047 万円の増。

2 節河川費委託金は、前年度比 105 万円の増。

3 節都市計画費委託金は、県道の流雪溝維持委託金で、豪雪により前年度比 71 万円の増。

4 節住宅費委託金は、県営住宅の維持管理費で、修繕に係る交付金の増などにより、前年度比 65 万円の増。

表の 2 段目、5 目教育費委託金は、石打丸山シャンツェの管理に係るもので、前年度比 125 万円の減。

以上、3 項委託金は、全体で前年度比 5,677 万円の増となりました。

2 番目の表、4 項県貸付金、1 目商工費県貸付金は、地方産業育成資金の貸付金で、前年

度比 200 万円の減。

以上、15 款県支出金は、合計で 3 億 4,264 万円の増です。

最後の表、16 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入は、前年度比 11 万円の減。1 節土地貸付収入は、工事ヤードなど短期の貸付け 16 件を含む、計 55 件の貸付収入で、前年度とほぼ同額です。

66、67 ページをお願いいたします。2 節建物貸付収入は、25 件の貸付けで、前年度比 11 万円の減です。

表の 2 段目、2 目利子及び配当金は、前年度比 423 万円の増。1 節利子及び配当金は、備考欄記載の基金に係る利子で、新たな県債、国債の購入など、適切な債券運用により、前年度比 634 万円の増。

2 節国債等売却差益は、既存の債券から、利率のよい債券に買い換えた際に生じた売却差益で、213 万円の減。

3 節国債等償還差益は、額面より安価で購入した債権が満期になったときに生じた差益で、皆増。

以上、1 項財産運用収入の計は、前年度比 412 万円の増です。

次の表、2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入は、普通財産など 19 件の売払いによるもので、前年度比 548 万円の増です。

表の 2 段目、2 目物品売却収入は、官公庁オークションのシステムトラブルにより売却ができなかったため、皆減です。

68、69 ページをお願いいたします。3 目生産物売却収入は、前年度比 94 万円の減。備考欄 1 行目、J-クレジット売却収入は、15 件、338 トンの販売で、前年度比 95 万円の減。2 行目、溶融スラグ売却収入は、ほぼ前年度と同額です。

表の 2 段目、4 目出資金等返還金収入は、公益財団法人新潟県都市緑化センターとの出捐関係の解消に伴う返還金で、皆増です。

2 項財産売却収入の計は、前年度比 274 万円の増。

以上、16 款財産収入は、合計で前年度比 686 万円の増です。

2 番目の表、17 款 1 項寄附金、1 目一般寄附金は、前年度比 13 億 9,220 万円の増。

1 節一般寄附金は、金融機関 2 行からいただいた災害見舞金を含め計 7 件で、前年度比 252 万円の増。

2 節ふるさと納税寄附金は、前年度比 13 億 8,968 万円の増。なお、決算資料 12 ページにふるさと納税のコース別の寄附金額と件数を記載しております。

表の 2 段目、2 目指定寄附金は、前年度比 1,584 万円の減。備考欄 1 行目、南魚沼のおいしい湧き水売上寄附金は、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド様からの寄附。2 行目、企業版ふるさと納税寄附金は、4 社からのご寄附。このうち、2,300 万円は、翌年度以降に活用するために基金に積み立て、520 万円は、防災関連事業と移住定住事業へ充当するものです。

以上、17 款寄附金の計は、前年度比 13 億 7,636 万円の増となりました。

3 番目の表、18 款繰入金、1 項特別会計繰入金、1 目国民健康保険特別会計繰入金は、ありませんでした。

70、71 ページをお願いいたします。2 目後期高齢者医療特別会計繰入金もありませんでした。

表の 2 段目、3 目介護保険特別会計繰入金は、本庁舎南分館の介護認定審査会の運営に関する光熱水費、施設管理費に加えまして、低所得者保険料軽減負担金の返還分の繰入れとなります。

次の表、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、備考欄 1 行目、財政調整基金繰入金は、財源調整としての繰入れで、皆増。2 行目、財政調整基金繰入金（返礼品定期便分）は、ふるさと納税返礼品の定期便分を積み立て、翌年度に繰り入れて執行するもので、6,100 万円の減。

表の 2 段目、2 目減債基金繰入金は、基金に積み立てておいた令和 5 年度の普通交付税で配分された臨時財政対策債償還基金費を市債の償還のため繰り入れたもので、皆増。

表の 3 段目、3 目合併振興基金繰入金は、病院事業会計繰出金や市制 20 周年事業などへの充当で、皆増となります。

表の 4 段目、4 目国際交流及び文化・スポーツ基金繰入金は、中学生・高校生の海外派遣研修事業や、各種大会への出場支援事業などに対するもので、前年度比 101 万円の減。海外派遣研修事業について中学生に加え、高校生を対象としたため、備考欄の繰入金は前年度比 823 万円の増。なお、令和 5 年度に計上のあったコロナ禍による海外派遣研修事業中止期間の生徒を対象とした繰越明許分の繰入金が皆減しております。

72、73 ページをお願いいたします。5 目市民の文化・スポーツ奨励棚村基金繰入金は、国民スポーツ大会などに出場する選手への推奨金など、文化・スポーツ事業への繰入金で、2 年に 1 度の芸術鑑賞事業の実施により、前年度比 257 万円の増です。

表の 2 段目、6 目ふるさと応援基金繰入金は、令和 3 年度までのふるさと納税の果実を活用して事業へ充当するもので、前年度比 800 万円の増。なお、対象事業につきましては、決算資料 13 ページ、14 ページにまとめております。

表の 3 段目、7 目ふるさと応援活用基金繰入金は、令和 4 年度以降のふるさと納税の果実を活用して事業に充当するもので、前年度比 1 億 2,200 万円の増。なお、対象事業を決算資料 14 ページ、15 ページにまとめております。収入未済額 2 億 8,802 万円は、健診施設建設事業の通次繰越分と医師確保緊急対策事業や、田園都市構想施設整備事業などの繰越明許分です。

表の 4 段目、8 目人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金繰入金は、前年度比 2,871 万円の増。備考欄 1 行目の繰入金は、イノベーション推進事業、雪資源活用事業、及び移住・定住推進事業に充当したものです。2 行目の繰入金（繰越分）は、イノベーション推進事業に充当したものです。収入未済額の 350 万円は、雪資源活用事業の繰越明許分とな

ります。

74、75 ページをお願いいたします。9 目給付型奨学金基金繰入金は、経済的理由で修学が困難な方に奨学金を給付して進学を支援するもので、前年度比 70 万円の増。令和 6 年度からの給付対象者 5 人に対する給付金と、令和 7 年度の給付対象者 1 人の入学準備資金の給付のために繰入れをしたものでございます。

以上、2 項基金繰入金の計は、前年度比 5 億 9,095 万円の増で、18 款繰入金の合計は、前年度比 5 億 9,098 万円の増となります。

2 番目の表、19 款 1 項 1 目繰越金は、前年度比 4 億 748 万円の減。1 節前年度繰越金（純繰越金）は、前年度比 4 億 4,997 万円の減。

2 節前年度繰越金（繰越事業費等充当繰越金）は、繰越明許等に対する充当分で、備考欄の継続費分は、広域ごみ処理施設建設事業と統合給食センター建設事業に係るものです。

3 番目の表、20 款諸収入、1 項 1 目延滞金は、市税に係る延滞金で、前年度比 104 万円の減。

76、77 ページをお願いいたします。2 項 1 目預金利子は、短期的な資金運用の成果により、前年度 44 万円の増です。

2 番目の表、3 項貸付金元利収入は、4 つの貸付事業に係る貸付金の元利収入で、1 目地方産業育成資金預託金元利収入は、貸付けの実績により、前年度比 400 万円の減。

表の 2 段目、2 目異常少雪緊急経営支援資金預託金元利収入は、貸付けの実績により、前年度比 935 万円の減。

表の 3 段目は、3 目地域総合整備資金貸付金元利収入は、前年度と同額です。

78、79 ページをお願いいたします。最初の表、4 目新型コロナウイルス感染症緊急経営支援資金預託金元利収入は、前年度比 4,150 万円の減です。なお、令和 5 年度、5 目として計上のありました就学支度資金貸付金元利収入と、6 目として計上のありました看護師修学資金貸付金元利収入が皆減しております。

以上、3 項貸付金元利収入の計は、前年度比 5,748 万円の減となります。

2 つ目の表、4 項受託事業収入、1 目民生費受託事業収入は、前年度比 528 万円の増。1 節後期高齢者保健事業受託収入は、後期高齢者広域連合からの受託事業として、健診や歯科健診を行うためのもので、前年度比 128 万円の増。

2 節児童福祉費受託事業収入は、市外の方が市内の保育園を利用した場合の保育業務に係る 7 つの自治体からの受託事業収入で、前年度比 400 万円の増。

表の 2 段目、2 目農林水産業費受託事業収入は、前年度とほぼ同額。

表の 3 段目、3 目消防費受託事業収入は、40 件の実績により、前年度比 17 万円の増。

80、81 ページをお願いいたします。4 目教育費受託事業収入は、前年度比 104 万円の増。1 節教育総務費受託事業収入は、湯沢町からで、学習指導センター運営費の増により、前年度比 57 万円の増。

2 節保健体育費受託事業収入は、新潟県からの給食調理配送の受託事業で、前年度比 47 万

円の増です。

表の2段目、5目広域行政受託事業収入は、前年度比1億1,876万円の増。1節湯沢町広域行政受託事業収入は、備考欄に記載の業務に係るもので、前年度比1億2,285万円の増。収入未済額の4,718万円は、可燃ごみ処理施設の大規模修繕工事、旧し尿処理施設の排水施設移設工事、管理事務所移転に係る施設整備工事費などの繰越明許分と継続費分となります。備考欄2行目、魚沼荘運營業務受託事業収入は、112万円の減。4行目、斎場業務受託事業収入は、191万円の減。6行目、可燃ごみ処理業務受託事業収入は、施設延命のため計画的に実施する修繕工事などで、5,349万円の増。7行目、不燃ごみ処理業務受託事業収入は、榊形山最終処分場の埋立て終了による、施設の解体整地工事などにより、4,527万円の増。8行目、広域ごみ処理施設建設受託事業収入は、1,612万円の増。下から4行目、消防業務受託事業収入は、湯沢消防署の高規格救急車の更新などにより、5,841万円の増。その下の行、特別支援学校業務受託事業収入は、バス利用者の変動により、102万円の増。最後の行、可燃ごみ処理業務受託事業収入（繰越明許）は、前年度繰り越した可燃ごみ処理施設の延命工事に対するものでございます。

82、83 ページをお願いいたします。最初の表、備考欄2行目、広域ごみ処理施設建設受託事業収入（逐次繰越）は、皆増。なお、令和5年度計上があった、消防団車両の購入と防火衣の更新に対する消防業務受託事業収入（繰越明許）は、皆減しております。

2節湯沢町以外広域行政受託事業収入は、前年度比408万円の減。

以上、4項受託事業収入の計は、前年度比1億2,499万円の増です。

2番目の表、5項雑入、1目弁償金は、前年度比113万円の減。収入未済額27万円は、大崎保育園ガラス拡散事故に対する和解金です。備考欄2行目、原子力損害賠償金は、前年度比112万円の減。

表の2段目、2目雑入は、前年度比4,504万円の増。ここは92、93 ページまで記載が続きますけれども、前年度と大きく変わった項目を中心に説明をさせていただきます。1節雑入（総務）は、前年度比1,267万円の増。備考欄2行目、市有建物災害保険金は、135万円の減。7行目、自治総合センターコミュニティ助成事業交付金は、公民館の整備があったため、981万円の増。下から2行目、新潟県市町村振興協会宝くじ市町村交付金は、宝くじの収益金から市町村に配分されるもので、ほぼ前年度と同額。最後の行、交通災害共済事務交付金は、新潟県市町村総合事務組合からのもので、加入はがきが直接郵送となったことにより、前年度比142万円の増。

84、85 ページをお願いいたします。備考欄7行目、研修会負担金は、魚沼地域定住自立圏事業として行った研修会の各市町からの負担金で、皆増。下から7行目、新潟県市町村振興協会宝くじ基金交付金は、令和2年度から令和5年度にかけて、市町村へ配分せず自治会館の改修に充てていましたが、事業の終了により配分が再開され、皆増となります。下から3行目、テレビ電波中継局進入道路整備費用負担金は、坂戸山の遊歩道の六日町テレビ中継局進入路の修繕工事に係る事業者の負担分で、皆増となります。最後の行、その他総務雑入は、

自動販売機の手数料、金属製廃棄物の売却などによりまして、416万円の減。

2節雑入（民生）は、前年度比619万円の増。収入未済額1,852万円は、生活保護法第63条返還金、第78条費用徴収金、生活保護費過支給分返還金などで主に滞納繰越分となります。

86、87ページをお願いいたします。備考欄8行目、後期高齢者医療制度特別対策補助金は、高齢健診未受診者対策事業の増によりまして、前年度比386万円の増です。2行下、保育園等給食費は、児童数の減により、前年度比250万円の減。下から5行目、過年度国県補助金等返還金（保育分）は、前年度比490万円の増。その下、新潟県後期高齢者医療広域連合事務費負担金は、加入者情報のお知らせ発送に対するもので、皆増。最後の行、その他民生雑入は、100万円の減です。

3節雑入（衛生）は、前年度比2,996万円の増。備考欄4行目、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金は、皆増。2行下、有償資源物売払収入等（可燃ごみ）は、溶融メタルの売却単価の増により、899万円の増。最後の行、有料広告掲載料は、ごみ処理施設壁面への広告掲載料の11社分で4万円の減となります。

88ページ、89ページをお願いいたします。備考欄1行目、その他衛生雑入は、64万円の増です。

4節雑入（労働）は、前年度とほぼ同額。

5節雑入（農林水産業）は、前年度比111万円の減。収入未済額52万円は、経営転換協力金返還金1件分です。備考欄2行目、森林整備事業協力金は、間伐材売払い、分収に対する収益の配分で、64万円の減。4行目、経営転換協力金返還金は、過去に交付した4件分の返還金で、皆増です。最後の行、その他農林水産雑入は、86万円の減です。

6節雑入（商工）は、前年度比576万円の減。備考欄2行目、大福寺工業団地街灯電気料は、LED化と街灯数の減により、17万円の減。3行目、八海山麓スキー場免税軽油使用料協力金は、177万円の増。5行目、信用保証料返戻金は、177万円の減。下から3行目、ふるさとものづくり支援事業補助金は、ふるさとづくり財団からの補助金で、714万円の減。

7節雑入（土木）は、前年度比351万円の減。2行目、JR・北越急行六日町駅屋根融雪装置運転費用負担金は、豪雪の影響により148万円の増となります。

90、91ページをお願いいたします。備考欄、最後の行、その他土木雑入は、592万円の減。

8節雑入（消防）は、前年度比200万円の減。収入未済額489万円は、危険家屋に係る事務管理実費徴収金でございます。備考欄2行目、消火栓等消防施設移設補償料は、移設工事が少なかったため、前年度比201万円の減。3行目、防災ラジオ販売代金は、販売台数の減により、前年度比11万円の減。

9節雑入（教育）は、前年度比852万円の増。収入未済額26万円は、給食費実費徴収金です。備考欄、下から4行目、自校給食費実費徴収金は、124万円の減。下から2行目、大和給食センター給食費実費徴収金から、次の92、93ページ、1行目、塩沢給食センター給食費実費徴収金まで、合わせて410万円の減となります。3行目、スポーツ振興くじ助成金は、大原運動公園の多目的グラウンドの照明LED化に係るもので、皆増です。5行目、施設命名

権売却料は、大原運動公園野球場とモンスターパイプ分となります。その下の行、海外派遣事業参加負担金は、令和6年度から高校生も対象に加えたことから名称を変更したもので、高校生分の増により60万円の増です。その下、講師派遣費用負担金は、スクール・ソーシャル・ワーカーなど市の職員を講師として他市町村に派遣した際、派遣先から支給された交通費などの実費で、皆増となります。最後の行、その他教育雑入は、115万円の減です。

以上、5項雑入の計は、前年度比4,504万円の増となりました。

2番目の表、21款1項市債、1目総務債は、前年度比1億6,220万円の増。1節一般事業債は、前年度比2億7,900万円の減。

2節公共施設等適正管理推進事業債は、施設の統廃合や長寿命化に対するもので、前年度比3億3,800万円の増。令和6年度は、石打保育園の改修、統合給食センターの建設、ディスプレイのプールろ過機の交換、鈴木牧之記念館の空調設備更新の充当財源としました。収入未済額12億7,530万円は、統合給食センター事業の繰越分です。

3節脱炭素化推進事業債は、照明のLED化など脱炭素に取り組む事業に充当するもので、前年度比1億320万円の増。令和6年度は、本庁舎北分館、大和庁舎、三用保育園、池田記念美術館、トミオカホワイト美術館の照明LED化と、本庁舎への電気自動車配備などに充当しました。

表の2段目、2目衛生債は、繰越明許費と合わせて、前年度比2,170万円の増。1行目、上水道事業一般会計出資事業債は、藤原配水池の紫外線処理施設の整備に係る一般会計の出資で、皆増です。2行目と3行目の一般廃棄物処理事業債は、可燃ごみ処理施設の改修工事の充当財源です。収入未済額5,700万円は、可燃ごみ処理施設の改修工事費の繰越分です。

表の3段目、3目農林水産業債は、前年度比3,590万円の増。1節農業債は、県営土地改良事業や、農業農村整備に係る県営事業負担金に充当するもので、繰越明許などを合わせて、前年度比2,000万円の減です。収入未済額7,550万円は、農業農村整備に係る県営事業負担金などの繰越分となります。

94、95ページをお願いいたします。2節緊急自然災害防止対策事業債は、林道高石中ノ又線の崩落したのり面の復旧工事に対するもので、前年度比5,200万円の増となります。

3節公共災害関連事業債は、皆増。収入未済額110万円は、防災重点農業用ため池に係る県営事業負担金などの繰越分です。

表の2段目、4目土木債は、前年度比3億440万円の増。収入未済額6億3,540万円は、道路橋りょう維持補修事業費、道路新設改良事業費などの繰越明許分となります。1節道路橋りょう債は、社会資本整備総合交付金事業に充当するもので、繰越明許費と合わせて前年度比1,170万円の増。

2節河川管理事業債は、緊急浚渫推進事業に充当するもので、前年度比180万円の減。

3節緊急自然災害防止対策事業債は、繰越明許費を合わせて前年度比8,550万円の増です。

4節都市計画債は、新健診施設の整備に係るもので、皆増。

5節公共災害関連事業債は、市野江甲地区急傾斜地崩壊対策事業に充当するもので、前年

度と同額です。

表の3段目、5目消防債は、高規格救急車の更新、消防団車両の購入、二日町体育館の耐震改修などに充当するもので、前年度比1,090万円の減。収入未済額1,560万円は、緊急防災・減災事業債の繰越分で、雪国スポーツ館の照明器具更新に充当するものです。

表の4段目、6目教育債は、前年度比2億6,400万円の減。1節小学校債は、各学校の防犯カメラ設置工事、六日町小学校のトイレ改修設計、北辰小学校の長寿命化、繰越分は、赤石小学校のバリアフリー、各小学校のエアコン設置、体育館LED化、蕨神小学校トイレ改修工事に充当するものです。

2節中学校債は、塩沢中学校の屋根改修工事、繰越分は、六日町中学校体育館LED化工事に充当するものです。

96、97ページをお願いいたします。3節特別支援学校債は、繰越分を含めて防犯カメラの設置など防犯対策に充当するものです。

表の2段目、7目臨時財政対策債は、普通交付税の財源不足額の減少により、前年度比5,860万円の減。

表の3段目、8目借換債は、前年度比7,800万円の増。備考欄1行目、借換債（合併特例債分）、2行目、借換債（教育債分）は、皆増。3行目、借換債（臨時財政対策債分）は、前年度同額。これら3つの借換債は、借り入れ後、10年を経過したものの借換えて、制度に基づき借換えを行ったものでございます。

表の4段目、9目災害復旧債は、能登半島地震に係るもので、皆増です。なお、令和5度計上のあった、辺地対策事業債が皆減しております。

以上、21款市債の計は、24億2,400万円で、前年度比2億5,400万円の増となります。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を11時25分といたします。

[午前11時07分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時25分]

○議 長 歳入に対する質疑を行います。質疑をする際は、最初に質疑の数を言い、次に質疑箇所のページ数を言ってから発言をお願いいたします。また、質問者、答弁者とも簡潔明瞭をお願いいたします。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 2点になりますか、お願いいたします。18、19ページ、市税の市民税個人分と固定資産税ですけれども、市民税を滞納した方と、固定資産税を滞納した方の相関関係——同じような人がやっている場合はどのくらいあるのかということと、同じく法人税のほうも含めてそちらも相関関係があるかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 税務課長。

○税務課長 大平議員のご質問にお答えいたします。市民税の滞納と固定資産税の滞納、

個人分、法人分それぞれ相関関係があるかどうかというようなご質問です。滞納者について、その滞納者が何税を滞納しているかという資料をつくっておりませんので、滞納者についてはお答えできないのですが、不納欠損をされている方については、その方が何税の滞納の不納欠損額があって、それを不納欠損したかという表をつくってありますので、その状況をもってお答えしたいと思います。

市内に住んでいる市民の方については、やはり固定資産税の滞納が多くあります。それに併せまして、固定資産税に加えて市民税の滞納、国保税の滞納が加わる方も非常に多くみられておりますし、中には3つそろっている方も結構いらっしゃるというような形が見てとれます。

県外の方につきましては、多いのがやはり固定資産税で、圧倒的になります。県外の方で固定資産税以外の滞納があるという方は、例えば市民税の滞納とか、国保税の滞納がある方は、もともと市内に住んでいた方が何かの理由で県外に引っ越しされて、そのときの税金が残っているというような方が、少ないですがいらっしゃるというような状況が読み取れます。

以上です。失礼しました。法人につきましては、やはり県内、市内とも固定資産税の滞納が多い状況になっております。あと、法人の方ですと、時々軽自動車税の滞納があると。あとは県外の方ですと、法人税の均等割というものがかかりますけれども、もう既に実態のない会社というものが多数ありますので、そういう方については、法人税の均等割が納められていないところも多くあります。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 聞いた感じだとやはり相関関係はあるという感じがいたします。その中で法人は特にそうなのですが、実態のない会社があるということで、そうなるそれが今後特定空家というか、危険空家になってくる可能性も当然あると思うのです。また、個人の方でも税金を滞納されている方というのは、やはり経済的に苦しい方が多いと思うので、なかなか整備も行き届かなくなっている。結果的に危険だったり、もしくは雪とかで潰されてしまうようなこともあり得ると思うのですけれども、そういったことに対して例えば担当の税務課から、空き家の対策とかを行う担当課に対して何らかの情報共有をやって、そういうものに対して何か対策していくというような動きは今まであったか、それとも今後考えていくのか、その辺を教えていただければと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 この冬もそうでしたけれども、雪が屋根に積もって危険になっているという通報は、特定空家ではなくても行政区の方々からいただいているところです。そういった方々に対して、私どもは誰が所有者なのかというのは内部的に税務課に照会させていただいて、所有者がいれば、そちらの方に適正な管理をお願いしたいということで連絡させていただいているところです。そのような形で、税務課とも内部の中で情報を共有させていただきながら進めておるところでございます。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 4点ほどお願いしたいと思います。まず19ページです。表の2段目、固定資産税ですけれども、お聞きをすると滞納整理なんかも頑張っているように見えますし、不納欠損なんかもしっかりと額を上げてやっています。固定資産税の収納率がなかなか思うように上がっていないようなのです。今後の対策と伺いますか、それとこれからの見通し、なかなか上がらない辺り、特に理由があれば教えていただければと思います。

それから、21ページのたばこ税です。たばこ税の関係、説明ですと換算本数の紙巻きたばこへの電子たばこ等の換算本数の減が影響しているということですが、最近健康志向も含めて喫煙者自体が減っているような気もするのですけれども、そういった辺りの影響というのがどうなのか。あまり税収には関係ないのか、教えていただきたいと思います。

それから、31ページの上から2つ目の表の負担金です。2節の児童福祉費負担金で不納欠損が73万円ほど上がっていますが、不納欠損の理由と伺いますか、備考欄を見ますと、あまり不納欠損が出そうもないような項目という気もするのですけれども、その辺の実態をお願いしたいと思います。

それから、37ページの3目衛生手数料の2節清掃手数料で、大分収入済額が減っているようですが、今新ごみ処理施設の建設等で一生懸命ごみの減量化に取り組んでいると思うのですけれども、例えばそういう辺りが影響してきているのか。または何か別の理由があるのか、その辺教えていただければと思います。

以上です。

○議 長 税務課長。

○税務課長 梅沢議員の1問目と2問目についてお答えいたします。固定資産税の収納率が他の税に比べて低い、上がっていない状況ということなのですが、やはり固定資産税が上がらない状況の一つというのは、市外、県外の方でリゾートマンションなどを抱えている方が多く、そこがなかなか納付が低いというような状況が見てとれます。そのまま滞納になっている事例も多くあります。

そこをどういうふうに取り組んでいくかということになりますけれども、昨年、今まで金融機関などには紙でそれぞれの金融機関に誰々の資産状況、口座状況、どこに幾ら貯金があるかというのを調べて照会をしておりました。今度、電子でできる全国的なところのシステムがありまして、そこに加入いたしました。そこに加入している金融機関については一発で照会ができるというような状況になっておりますので、特段に資産を探すという状況が楽になったということになります。そういうものを活用しながら、適切に滞納処分などを進めてまいりたいと考えております。

次に、たばこ税の状況ですけれども、ここ数年間は紙巻きたばこの電子たばこへの換算ということで、名目上その使用量が増えていたというような状況が続いております。その状況で見えておりましたけれども、昨年、今年と、その状況が影響がなくなったところを見

ますと、今年は減っていることを見ますと、市内では大分減っているのかというふうを考えております。全国の状況について、日本たばこ協会の資料を見ますと、紙巻きたばこについては相変わらず減っておりますが、電子たばこが増えておりまして、全国的に見ると昨年よりは微増というような状況になっております。市内ではまだそのような状況は見えてとれませんが、市内でもやはり数年のうちには微増になるというような状況が考えられると思います。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 31 ページの不納欠損の件でございます。ほとんどが保育園の入園費の負担金になっています。滞納がある場合、当然臨戸等々、あとは督促等をします。また、資産も調べますが、財産がなくて時効を迎えてしまう方がいらっしやいまして、そういった分が残念ながら不納欠損ということになっております。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 4 点目の清掃手数料の関係です。ごみの関係での清掃手数料が減少ということですが、ちょうど数年分を今見比べてみますと、ごみ量の推移と符合しておりますので、ごみの減少に伴って、収入が減っているということではないのかと思います。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 不納欠損につきまして、こちらには学童保育の滞納繰越分が約 10 万円ほど入っております。平成 27、28 年度に発生した滞納繰越 1 件分なのですけれども、折衝を続けてまいりましたが、他県に転出され居所が不明ということになりまして、やむを得ず不納欠損となったものです。

以上です。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 点目の固定資産税だけ伺います。今まで県外者といいますか、特に首都圏なんかで徴収を委託したりみたいなことがあったと思うのですけれども、そうすると今度はそういうシステムの中に入れば、例えばこちらに資産もあって預金もあってということになれば、滞納処分もここにいて速やかにできるということで、今後は対応していけるという理解でよいのでしょうか。そこだけ確認をお願いします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 こちらで分かるのは、その方の預貯金口座を調べるのが容易になったということですので、口座を調べまして差し押さえられる預貯金があれば、適切に差し押さえて換価をしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 3 点についてお聞きいたします。入湯税が伸びているわけですけれども、

昨年、多分秋でしたか、新潟県で六日町温泉が……（何事か叫ぶ者あり）入湯税が増えています。新潟県で多分六日町温泉がアンケートか何かで1位になったと思いますけれども、増えていることはすごくよいことだと思っています。地元の方が入浴しているのか、県外の方が入浴しているのか、1位になったということもあるので、入湯税を増やすためにもやはり広告等々を打っていくべきだと思うのですけれども、その点についてお聞きします。

あと、ふるさと納税の部分でここに出てこないのですけれども、市から出ているふるさと納税が多分三千数百万円あると思うのです。その部分をどこか資料でもいいし決算書でもいいので、どこかに数字を出したほうがよいのではないかと思いますので、その辺をお聞きします。

あと、資料なのですけれども、令和5年度と令和6年度の数字は出ているのですけれども、3年だとまだあれなのですけれども、5年ひと昔なのか、このページに5年前との比較とかができると、非常にまた動きが分かりやすいと思います。そういうことができるかどうかというような、可能かどうかという話です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の入湯税に関連してということになると思うのですけれども、お答えしたいと思います。20ページでしょうか、県のアンケートで昨年度六日町温泉が満足度1位を得たと——これについては、内情としましては、外部、市外から来られた方が多いので、そこに対してアンケートを積極的に実施していただいたという形になっています。それで評価として、非常にご飯やいろいろなものも含めて評価が高かった。満足度が高かったということになります。利用を増やすための取組それからPR等については、六日町温泉旅館組合等と相談させていただきますけれども、やはり今後もそういう利用者が増えるような形で取り組みたいと思います。

市内の方については一定の方が利用していると思います。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 3点目のご質問で、決算資料のことをおっしゃっているのだと思います。例えばの話で、今何年か前のものまでということになると、年度で比較しているものは例えば16ページにある徴税費などが、今は令和5年度と令和6年度の比較となっております。これらをもうちょっと長くの年度で比較できるようになれば、流れが分かるのではないかとご質問でございます。紙面の都合もあるので、できることとできないことがあると思います。持ち帰らせていただいて、また資料のつくり方を検討させていただきたいと思います。

○議 長 税務課長。

○税務課長 ふるさと納税の関係ですけれども、ふるさと納税で市民が他の市町村、県にどれだけふるさと納税をやっているかということは、こちらのほうで集計をして新潟県のほうに報告しております。これについてどのように決算資料などに記載するかについては、こちらでまた検討したいと考えております。

以上です。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 本当に令和6年度の入湯税が伸びているので、そういったよい報告もあるので、令和7年度、令和8年度続けて伸びていけばという質問なので、ぜひそのナンバーワンになったことを強調して——令和6年度は伸びているわけなので、そういうことを強調できるように宣伝を打っていただければ、令和7年度、令和8年度も伸びていくと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。総務部長の話は分かりました。

税務課長なのですけれども、話は分かるのですけれども、やはり市民もすごく気になっている。ふるさと納税は県内1位と市は言うわけです。全国17番目でしたっけ、というのですけれども、では、市から一体幾ら出ているのだという市民からの問いも議員にはすごく来るし、市から幾ら出ているのが、目で見分分かるような資料だと非常に分かりやすいので。聞けば分かるのですけれども、三千数百万円というのは分かるのですけれども、やはり資料に載っていると見て分かるので、それは善処していただきたいと思いますが、答弁を願いたいと思います。

○議 長 税務課長。

○税務課長 どのような様式でどのような感じで報告するか、ここで私一人では答えられませんので、よく考えて担当者だけではなく、周りの人達と確認して公表したいと思います。

以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2点伺います。45ページの都市計画費国庫補助金のところで、備考欄の3番目のところに、都市構造再編集中支援事業費補助金（2分の1）というのがあるのですけれども、これが予算よりかなり少なくなっていて、予算のときにはいろいろ説明はあったのですけれども、新健診施設のことです。これが減っていて、それと関連する話が95ページの市債のところにも出てくるのですけれども、立地適正化事業債——これが新健診施設のところで20%充当のものなのですけれども、これも予算からはかなり減っているのです。国のほうから入ってくる金額も減って起債も減っているのですけれども、予算のときには対象にならない部分があるかもしれないという説明はありましたが、予算のときの見込みと実績とが大きく数字的に変わってきているところの説明をお願いしたいと思います。

2点目は、87ページの下、備考のところの下から2番目、不燃ごみのところです。これも予算からすると210万円減っているのですけれども、量が減ったのだとは思いますが、回収するにはそれなりに手数料はかかるとは思いますが、この辺の予算のときに見込んだものと実績で減った分というのは、どういった状況があって減っているのか。

以上2点です。

○議 長 経営管理部長。

○経営管理部長 田中議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。まず45ページの都市構想再編集中支援事業につきましては、こちらの国の補助の当初分の全額を令和6

年度で収入しているような形になっておりまして、国の補正分でいただく予定となっております2億5,700万円ほどにつきましては、繰越しのほうをさせていただいております。こちらですが、決算のほうは今健診施設等の建設事業——の決算になってしまい211ページになるのですけれども、事業費のほうで今支出をしているのが、約7億円ほどとなっております。原則的には事業費に対して2分の1が国庫補助で入ってくるということになるのですけれども、そこに一旦、令和6年度につきましては、4億6,000万円入ってきているという形になっております。

本来であれば3億5,000万円しか入ってこないということが通常のルールなのですがけれども、都市構造再編集中支援事業につきましては、年度間の補助金の調整ができることになっておりまして、私どもの市でいきますと、令和6年度、令和7年度の2か年の事業費全体に対して2分の1以内にすればよいということで、令和6年度だけで見ると、7億円のところに4億6,000万円補助金が入っています。一般でいうと過剰になるのですけれども、年度間で調整することで、こちらが最終的には2分の1以内になるといった形になっております。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 有償資源物売払いの不燃ごみの関係です。予算のときの見込みと違ったということなのですけれども、やはり単価の関係で大分いつも流動的です。例えば量的に多いところで鉄関係の単価が、令和6年の年度中にちょっと大幅目下落をしたというようなこともありますし、その他の金属類、アルミですとかの関係でも単価がやはり落ちているものがあります。こういったものの関係でやはり見込みとはちょっと差が出たということになりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 先ほどの1点目の95ページの起債のほうですが、経営管理部長が申しあげたとおりなのですが、事業費に対してまず補助金が入ります。その残額につきまして今度起債を充てるということになっております。事業費のほう当初予算よりも減っておりますので、減っているということです。ただ、不用額として逡次繰越しをしておりますので、その分が起債になっている状況です。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 繰越しになった分を入れても金額的にかなり合わないと思ったのですけれども、新健診施設のほうなのですけれども、それに対してのことは分かりました。7億円の事業費のほうまたそこに絡んでくるというのは分かりました。

あと、有償資源物売払いなのですけれども、その上の可燃ごみのほうの有償メタルのほうは、このところ年々上がっていったので単価がかなりいろいろ変わると思いました。そちらは380万円予算に対して上がっているのです、単価が上がっているとは思ったのですけれども、この不燃ごみのほうも年度の途中で単価が逆に下がったということで、量的にはさほど

差はなかったということによろしいのでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 量的にも当然、毎年差は生じます。令和6年度につきましても、令和6年度全般に量的には——個々には申し上げませんが、全般的に量は少し微減をしております。その関係もごさいます。

以上です。

○議 長 あと、歳入について質疑がある方、挙手をお願いします。

[複数名挙手あり]

○議 長 ここで昼食のため休憩いたします。再開を13時15分といたします。

[午前11時54分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時14分]

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 遠慮がちに1件質問します。決算資料のほうで質問したいと思います。決算資料の12ページ、ふるさと納税の上の表ですけれども、中ほどに国際大学、そして北里大学新潟キャンパスとコース名が明記されているその右側に国際大学が7,900万円ほど、北里大学が1億5,000万円ほどということで資料に数字が明記されています。この数字と15ページの中ほどよりちょっと下の基金活用対象事業にある国際大学が5,700万円、北里大学が1,500万円という数字の関係についてお尋ねしたいのですが、同額でないことは私にも分かります。一旦基金に入って、それからまた出されることになっているはずですので、それについて分かりますが、どういう関係でこういう数字が出てくるのか。例えば15ページの活用金額について、これが令和5年度のふるさと納税受付金額とイコールなのかどうか、その辺のことを、この2つのページの金額の関係をお尋ねします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 決算資料12ページの金額につきましては、全国納税者の方からいただいた寄附額でございます。これは年度で集計させていただいて、50%はほぼ手数料になりますので、およそ50%が果実ということになります。それを基金に積み立てていく。ここでいただいたものにつきましても、およそ50%が基金に積み立てられている。その範囲の中で国際大学、あるいは北里大学が、自分の中でやりたい事業を補助金の申請という形でこちらにいただきまして、その分を基金の中から補助金で支出しているというような状況でございます。

なので、例えばふるさと納税の果実が5,000万円あったとして、いや、今年の事業は1,000万円しか使えませんというと、4,000万円は残っていくわけです。翌年度に、いや今年の事業は8,000万円使いますというと、翌年のふるさと納税分と合わせた事業で使えるというような形を取っておりますので、12ページと15ページが整合するということがないということをお願いいたします。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 金額が整合するということがないという意味については、冒頭でも私も申し上げましたけれども、そうすると北里大学についても国際大学についても、やる事業について大学側から申請があって、その内容を吟味して、これならお支払いしましょうというような形で払っているということで、そういう解釈でいいということですね。

以上で終わります。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、6 点になりますけれども、お願いします。まず 19 ページで 2 点です。市税の法人分の関係ですけれども説明がありました。今年は去年に引き続き製造業は増、そして建設業は去年マイナスだったのだけれども、建設業も今年は増に転じたというようなことです。問題はサービス業——去年も大体 17% くらいマイナスになったのですけれども、今年はそれよりもさらにまたマイナスだったということなので、インバウンド等もありまして非常に期待もしているのですけれども、どのくらいサービス業でマイナスになったかというところを教えていただきたいと思います。

もう一点、この時点で固定資産税なのですけれども、不納欠損が 1 億 4,700 万円あるのですが、これは固定資産税の現年分の税収の大体 4% ぐらいです。大変多いし、昨年も大体 8,000 万円ぐらいですか、不納欠損しているのですけれども、法に準じた決まりに沿って不納欠損しているというのは分かるのですけれども、ちょっと額が多いので、そこら辺の内容をもうちょっと、例えば死亡したとか転出したとか、取立不能になったところの状況を教えていただきたいと思います。

次が 79 ページです。保育業務受託事業収入なのですけれども、説明は聞きましたし、市外者がこの地で保育をしているというような、受託を受けているのでその収入だということは承知しています。額的に去年 330 万円、その前が 500 万円くらいですか、それが 740 万円くらいになっているのですけれども、非常に当市の保育が人気がいいのか、勤めの関係なのかというところもありますが、そこら辺の実情といたしますか、内容を参考までに教えていただきたい。

次が 87 ページです。これは過去にも何回も質問しているのですけれども、生活保護法の第 63 条と第 78 条の関係です。第 63 条の返還金につきましては、87 ページに 579 万円あるのですけれども、去年よりも大分増えているのです。その前のページを見ますと、雑入の民生の収入未済額が 1,852 万円、大体ほぼ去年と同じ額です。これは多分収入未済額がほとんど生保の関係だと思うのですけれども、第 63 条で 570 万円入っていて、なおかつ収入未済額が去年と同じ程度にあるということは、相当滞納がたまっているという気がするのです、どの程度第 63 条、第 78 条で、滞納がたまっているのかを教えていただきたいと思います。

次が 89 ページです。中ほどにありますふるさとものづくり支援事業補助金ですけれども、これは説明を聞きました。地域資源やそういうものを生かしながら新商品を開発するというようなことで、ふるさと財団からの補助金という話は承知しているのですけれども、ただこれも去年 3,000 万円予算措置しまして、900 万円。今年は 1,500 万円予算措置をして、186 万

円。これは多分ふるさと財団が受けるか受けないかによってもあるので、こちらのほうでは何とも言えないのですけれども、これほど新商品の提案をされていて、これくらいしか採用にならない。それは致し方ないにしても、そういう駄目だった提案を市のほうでフォローするといいますか、そういうのはないのか。せっかく新商品のアイデアが出たのに、ふるさと財団が駄目だ、それで全て駄目だというのも寂しい話なので、市のほうのフォローするような制度みたいなのはないのかということをお聞きしたい。

最後です。97 ページ、これはいつの時点だか私は聞いた覚えもありませんけれども、決算ですので締めた段階でもう一度聞きますけれども、臨時財政対策債です。これは多分期限立法でずっと更新更新で今まで続いてきたのですけれども、ようやくこの制度終わりました。今度は本来の形で、交付金という形で多分入ってくるのでしょうかけれども、臨時財政対策債がこれで終わったとしまして、どのくらいの借金といたしますか、が残っているのかというのを何かの機会に聞いたような気がするのですけれども、再度確認したいと思っておりましたのでお願いいたします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 佐藤議員の1番目と2番目の質問についてお答えいたします。法人市民税の業種の中のサービス業のマイナスという話でしたけれども、法人税割額を比べてみますと、令和4年から令和5年に関しましては23%ほど減になっておりますが、令和5年から令和6年に関しましては3.4%ほど増えているというような状況で、2年連続減っているのではないと考えております。

それから、2番目の固定資産税の不納欠損の多額なものについてということですが、市内業者の固定資産税になりますけれども、平成10年から平成19年までの固定資産税の滞納分を不納欠損としております。この業者とは定期的に納税相談を実施して状況を確認しております。毎年、現年以上の固定資産税の納税をお願いしているところですが、なかなか経営状況が苦しくて、そのとおりにならない状況が長年続いているということです。資産なども調査したりしておりますけれども、換価する資産がないということで、無財産ということで執行停止をして不納欠損としたものでございます。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 79ページの保育業務受託事業収入であります。令和6年度は7つの市町村から17人の入園があったということであります。令和5年度は5つの市町村で10人ということです。7つの市町村とありますけれども、県外の市もあります。お勤めの方が自分のお住まいのところに子供を保育委託に出すのか、勤め先でということでもありますので、勤め先がきっと南魚沼市の中にあつて、こちらを選んでいただいて入園しているということだと思います。そこでどちらがいいかという選択はあろうかと思いますが、人数の状況はやはり勤めている方の人数が変わってくことで、対象の子供が変わっているといったところがメインではないかとは思っております。

以上です。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 4点目の生活保護の返還金徴収金に関してお答えします。基本的に生活保護法の第63条に関しては、年金が遡及支給になった場合に、それまでの間、申請をしてから実際に年金が支給されるまで時間がかかりますので、その間に生活保護で先にお支払いします。実際に年金が支給されたら返してくださいという場合であったり、介護保険の利用者で、例えば福祉用具とか住宅改修をしたときに、一旦10割を我々が——通常であれば1割分は本人の自己負担になりますが、私どもが一旦お支払いして、その9割を返してくださいというもので、不当なものとかではない形になります。それで第63条に関しては、増えたことで何かよくないことが起こっているとか、そういうことでは全くない性格のものです。

それから第78条に関しては、いわゆる不正受給と言われるものですが、発覚するのに時間がかかります。本人から申告がなくて、あとで税情報の調査をしたりとか、収入の状況とかを確認して後から発覚することが多いので、残念ながら発覚した時点でほとんど使ってしまったって、返すお金が残っていないというような状況になります。

あと、第63条に関しては、令和5年度39件対象がありました。そのうち現年度分に関しては収納率が調定額に対して89.2%で、収納した金額がこの決算の金額になります。第78条に関しては、現年度分が昨年の不正受給の発覚は2件でした。そのうち17.5%が収納されています。特に返還が難しいのが滞納繰越になった場合です。どうしても一括で返済できないということが多くの場合ありますので、手元に残っている状態であれば可能なのですけれども、そもそも生活保護の基準額自体が非常に厳しい金額なので、あるものにどうしても手をつけてしまうということは残念ながらあり得ます。そうなると一括で返還が難しくなると分納の誓約をしてもらって、分割で少しずつ返してもらおう。場合によっては、その後出る生活保護の支給する費用から天引きして分割で返してもらおうというような形で非常に時間がかかります。

第63条の滞納繰越分が昨年度16件ありましたが、収納率は12.1%。それから第78条に関しては、滞納繰越分が10件ありまして、収納率は2.3%です。ちなみに第78条の滞納繰越分の収納率が低いのは、過去に詐欺事件で立件した有罪判決が出たケースです。対象者は今ほかの自治体で生活保護を受けている状況なので、返還がなかなか進まない。そういったものが一番影響が大きくなっております。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 5点目にお答えいたします。89ページ、ふるさとものづくり支援事業補助金の関係になります。予算としては約3件程度要望としてある中で、これは予算がないとどうしても申請できませんので、そこで予算要求をさせていただいたということです。実際、事業をちゃんと精査した中で、申請に持っていく中で、やはり事業者のほうはハードルが高かったりいろいろな関係があって、今回についてはDタイプということで、200万円上限のと

ころが申請を1件いただいて認められた状態です。

それでこのフォローなのですけれども、実際例えば商品開発であればイノベーション人材のほうでやっていますけれども、ブランド化の推進事業であったり、あとはその他の先駆的な事業といえますか、非常に事業性があるものについては、まちづくり推進機構と伴走支援した中で、チャレンジ支援事業補助金のほうに進めていくとか、これを再トライするとか、そういう形の取組みたいなことはやっておりますので、伴走していくという形で考えております。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 97 ページの臨時財政対策債の現在高ということでございます。結論からいうとおよそ92億円です。令和7年度の予算書の311 ページに残高が載っておりますので、そちらをご参照いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 臨時財政対策債は、資料に載っているということですので確認したいと思っておりますけれども、一応92億円残っているということですね。これにつきましては、返すばかりなのでしょうけれども、この92億円を例えば普通の起債であれば15年とか20年返済になるのですけれども、92億円というのはどの程度の返済計画になっているのかというのを教えていただきたいと思っております。それが再質問1点目。

法人税のほうなので、私が聞き違いだったのかもしれないですけれども、今年もサービス業は赤字だったというような説明がなかったか、というような気がして、では私の聞き違いだったので了解いたしました。それはそれでいいです。

あと、固定資産税の滞納のところなのですけれども、状況は分かりまして、ただ一つ確認したいのは、一応納税相談しながら少しずつ入れてもらっている状況が続いていたみたいなので、ただこれ以上は取られないという判断をしたのでしょうけれども、そういう状態が続いているのであれば、なぜ——厳しい言い方ですけども、なぜもうちょっと少しずつでも入れるようなことにならないのかということなのです。

不納欠損にするのは簡単なのですけれども、法に従ってやるのもそれも間違いではないのですけれども、ほかに困っていても納税、少しずつでも入れている人もあるわけなので、そこら辺の進め方に誤りはなかったと思うのですが、もう一度教えていただきたい。

2点だけお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 臨時財政対策債につきましては、それぞれ10年や15年等と借りています。今の現在高につきまして、何年で借りているかというのはまだ把握はしておりませんが、その期間がくれば償還されるということで、長くても15年だと思われれます。

以上です。

○議 長 税務課長。

○**税務課長** 不納欠損の考え方について回答いたします。不納欠損になるには、こちらとしても基準というものがあります。例えば納税される方に滞納が続いている場合、また財産がないこと、それからもし財産があったとしても、それをこちらが処分することでその方の生活が困窮してしまわないかどうかということ、それからその方が行方不明になってしまったりとか、あとは調べても財産があるかどうか分からなかったというような要件を見ながら、所得の調査なども行いますし面談なども行って、執行停止などをして不納欠損するかどうかを決めております。

その中で今回は多額となってしまいましたけれども、平成の初めの頃の固定資産税が残っていて、現在も毎年積み上がっているような状況ということで、この先、これを回収する見込みがないということで、その執行停止の理由なども考えて落としましたものでございます。

以上です。

○**議 長** 財政課長。

○**財政課長** 大変申し訳ありません。先ほど私 10 年か 15 年と言っていましたが、臨時財政対策債は基本は 20 年となっておりますので、20 年で借りて 10 年で借換えを行っていくというようなこととなりますので、長くて 20 年でした。

○**議 長** 14 番・寺口友彦君。

○**寺口友彦君** 5 点ほどお伺いいたします。まず 19 ページの市民税の滞納繰越分の収入未済額個人分 4,667 万円に関連してでありますけれども、これだけでなくほかのところでの滞納整理もあります。滞納繰越分の調定額に対して収入未済額と比べたときに差がほとんどないと、整理ができていないという部分で目立ったのは、公営住宅であったり、駐車場であったり空き家の解体費であったり、生保については今回僚議員が聞きましたので、内容はよく分かりました。

税については全体で徴収をということなので、それぞれの事情を考えながらやるというのは毎年聞いておりますけれども、こういった調定額に対して収入未済額がほとんど変わらない。つまり徴収できないというものについては、どういう対応で望んできたのかということをお伺いします。

2 点目が 67 ページ、債券等売却差益 358 万円でありますけれども、これは合併振興基金を元手に公債を買って、安いときに買ったものを高いときに売るということで、これだけの 358 万円の差益が生じたわけでありまして。合併振興基金をほかに見ましても数本あるわけですが、今回 3 本を売却して 1 本買ったという話しでしたけれども、多くある合併振興基金での公債の中で 3 本選んだということについては、どういう理由だったのかということをお聞きします。

それから 67 ページ、同じページでありますけれども、土地売却収入 1,871 万円ありますが、今朝、財産台帳の丸正が出ましたけれども、この中で懸案でありました野瀬ヶ原の共有地が全額マイナスに、全部売れたということでもありますけれども、この面積で大体今いかに売れて、購入された方はどういうことに使うということで、購入されたのか、そこをお

聞きいたします。

4点目が89ページの道の駅南魚沼直売所営業利益分配金1,030万円であります。これは昨年の米騒動等もありまして、道の駅にも相当米を買いに来られた方が多くいました。入込数も52万人を突破したわけでありまして、この分配金から考えますと、直売所の売上げも相当あったのではないかと考えています。その中でも農協から報告がその売上げの中で米がどのくらい売れていたのかということが分かれば、総額と米がどれくらいだったのかということをお伺いいたします。

それから95ページの市債でありますけれども、市債全体であります、調定額が44億円あまりでありますけれども、収入済額が24億円と収入未済額が20億円ということでありまして、調定額だけで見ますともう昨年度に比べて19億円と大変大きな金額であります。これは令和6年度全部に使ったというわけではなくて、国の指示で先送りをしたものが20億円くらいあったということであります。

それぞれの借金が非常に市にとって有利な起債であるというのは、それぞれを見れば分かる。説明を聞いていてなるほどと思いますが、これを集めたときにそれで調定額が44億円ありますから、そうするといくら市にとって有利だと言っても、これを集めていけば先々返さなければならないわけでありまして。これに対して国からどんどん借りてやってくださいという指示があったにしても、やはり起債をすることについて慎重な検討をなさったと思うのですけれども、そこら辺の事情をお伺いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 一番最初の滞納の関係でございます。公営住宅等というお話がありましたので、そちらのことについてお答えします。基本的に文書とか催告をしています。非常にいろいろな理由で滞納になってしまっているという案件がありますので、例えば個別に来ていただいて、納付計画を出していただいて、そこで誓約していただいて、また納付に努めていただくというような形も取りながらしております。なかなかいろいろな理由があって公営住宅にいるところの中で、対応が難しい案件はありますが、個々に対応しているというのが今の状況です。

以上です。

○議 長 会計管理者。

○会計管理者 債権の売買のご質問についてお答えいたします。今回売ったものにつきましては、令和2年に購入したものでございまして、その当時利率が20年もので0.4%台ということで、現在1%を超えるくらいになっているのですが、大変低かった。それが20年ものということで、令和6年時点でも残り16年、そのまま0.4%台の低い利子しか入らないといった状況でございました。そのときに0.8%のものが1本売りに出ておりまして、先ほどの3本の額面が合計で4億円だったものですから、4億円の額面で買換えができるということ、それと売買のときの金額が売る金額よりも買う金額が低いもの、要はそこで売買によって損が出ないものというような条件を証券会社のほうに希望を示しまして、そこで選んでいただ

いた債券を売り買いしたというような状況でございます。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 3点目の土地の売払いについてお答えいたします。野瀬ヶ原の土地につきましては4万3,000平米ですか、全て売り払いました。こちらにつきましては、3筆に分かれておりまして、3筆のうち1筆を個人の方へ約1万平米を売っています。残りの2筆、3万3,000平米くらいを法人の方へ売っております。それぞれ道路に面している、面していないで若干単価が違っておりますが、個人の方へは約250万円で売却いたしました。法人の方へは400万円で売却しております。個人の方につきましては、非常に自然が好きだということで、そのまま景観を楽しみたいということで聞いております。法人の方につきましては、その周辺の土地を何か買っているようなことを聞いておりますので、開発するのではないかと聞いております。

5点目の市債全体のことでありますが、こちらにつきましては、それぞれ事業計画を見まして適債性を判断して借りております。有利な起債、非常に真水で造るよりはこちらのほうが有利ですので、交付税措置とかも勘案いたしまして計画的に借金をしているというようなことであります。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 売上げ等の詳しい内容については申し上げられないのですが、おおむねの数字で申し上げます。恐らく販売高をある程度見ますと、道の駅で売られている米の販売高としては約1億3,000万円だと思います。仮の計算ですが、これを5キログラムを例えば4,000円で割り返したとして、そうした場合に何俵という計算になると、約2,700俵ほどになるかと思えます。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 滞納繰越しの部分で、福祉保健部長が文書で催告と、これは毎年お聞きしている部分なのです。そうではなくて、やはり住民税であったり固定資産税であったり国保税であったり、こういった料金だったり、全てを一括していろいろ担当課で話をしながら、この方は払えるというところを考えながらやって、その結果、住宅や駐車場についてはこういう結果だったということなのかということをお聞きしたかったのです。

税については住民税だけ払えばいいというものではありませんから、固定資産税であったり国保税いろいろあるわけです。そうするとどこが払えるか、優先順位を決めて徴収するというのが税務課のほうの考え方でありましたから、となれば全ての料金についてもそういうふうになっているのだらうと思ったわけです。ですので、担当のほうで話をしながら、連携しながらどういう徴収をしているのだらうと、やっているのかどうかをお聞きしたかったわけです。

市債の部分ですけれども、有利な起債であるというのは、予算のときも決算のときもいつもお聞きしています。お聞きしたいのは、監査委員の意見の中にもありました、経常収支比率が上がってきている。これは注意しなければいけない。それについて有利な起債だからといってポンポンとそれぞれの課が借りていたのでは、まとめたときに大きな金額になるわけです。こういったところを財政課のほうはきちんと把握して、そこは今回はちょっと待ってもらいたいというような判断が私はあったのではないかと思っているのです。そういう話を聞きたいのです。ありましたか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 住宅ですけれども、税とは違って、要は強制徴収できない債権ですので、そういったことも含めて、いろいろなその方の債務を市役所の中で全ての部署が一元に情報共有できるかというのは、なかなかそこは法的にも難しいところがあると思います。

あとは私債権に近いですので、回収するには訴訟するとか、そういったことの手段というか、そういった手段が極端な話、あるわけですけれどもそこに至るまでに額のこととか、経費も含めて様々検討が必要だとは思っておりますが、今の徴収体制をより強化しなければいけないということをご指摘のとおりだと思います。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 5点目の市債のことですが、庁内でそういった事業を実施するときのストップというか、そういったことがあったのかどうかということですが、市債を借りる段階になってそういったことではなくて、事業を優先順位をつけて行うときに、その事業がどのような事業でいつやるべきなのかという判断は、実施計画あるいは予算の査定という中でやっているということですが、なので、この事業が今必要だという順位づけの中で実施することになれば、その中で適正な財源を見つけて行っていく。それには心がけているという状況でございます。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 最後の総務部長の答弁でありますけれども、それはそうなのでしょう。予算のときにとってもお金が借りられないのであれば、予算段階で事業として提案するわけではないです。ですけれども、やはり決算をしてみた結果、これほどのお金が動いたということになると、本当にそれでよかったのかというところがやはり心配になるわけです。一番なのは経常収支比率が100を超えてきたらどうなるのだろうかという心配があるわけです。そういったところは予算の段階で、当然総務部で全ての資料を集めて考えているのだろうけれども、やはり心配になるわけであって、決算の数字を見て、決算は予算の数字がどうであったかということを見ればいわけなのだけれども、果たしてそれだけするのかというところが非常に気になる場所なのです。

ですので、これ以上は押し問答になるかもしれませんが、予算を通したわけでありますから、しかしながら決算でありますけれども、決算をしてみて初めて経常収支比率がこ

れだけ上がってきている。本当にこのような起債でよかったのかというところの反省を、私は総務部の中でもあるのだろうと思っていますけれども、そこだけお聞きいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 そのために財政計画なども見直しをするというような中で進めていくところでございます。おっしゃった言葉をきちんと整理しまして、内部できちんと財政運営を進めてまいりたいと考えています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、歳入に対する質疑を終わります。

○議 長 歳出の審議に入ります。歳出の審議は各款ごとに行います。なお、これからの審議に直接関係しない各部長等は平常業務についていただいて結構です。

○議 長 歳出、1款議会費の説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、1款議会費についてご説明申し上げます。決算書の98、99ページをお願いいたします。支出済額は、前年度比239万円、率にして1.3ポイントの減となりました。

99ページ、備考欄1の職員費は、事務局4人分、29万円の増です。

2の議会一般経費は、前年度比35万円の増となりました。節ごとに増減はございますが、前年度並みの支出額となっております。

3の議員報酬等は、前年度比326万円の減となりました。1行目、1節議員報酬は135万円の減。一番下の行、4節議員共済会給付費負担金は、180万円の減となっております。

100、101ページにいきまして、4の議会補助・負担金事業は、前年度比26万円の増となっております。1行目、18節政務活動費は24万円の増です。活動費の内訳はウェブサイトや議会だよりで公表しております。

以上、1款議会費の説明を終わります。

○議 長 議会費に対する質疑を行います。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 101ページの一番下、4の18、湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員協議会負担金。負担金は負担金でいいのですが、協議会のこの間の会があった中で滞納があるという、2年連続3,000円の滞納が2回あったということです。私もすごくこの質問することを本当に悩んだのですが、先ほどの歳入の中でも、この税金に関してはどういうふうにとっているのかとかいろいろな質問が出るけれども、要は払っていない方が、未収のものがあるわけです。それについてちゃんと取立てをして駄目だというのであれば、例えば少額訴訟とか、そういうことをすればあまりお金もかからずにできるわけです。そういう方法も一度考えて、今後どういうふうにしていくかという視点を出していくのも議会としての一つの

方法だと思うのですが、そういうことをどういうふうに考えているのかというのは聞いてみたいのです。

○議 長 議会事務局長。

○議会事務局長 この協議会で評議員会を設けておりますので、評議員会のほうで今いただいたご意見をお諮りして検討していくようになるかと思えます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、1款議会費に対する質疑を終わります。

○議 長 2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、2款総務費についてご説明申し上げます。101ページからとなります。

個々の説明の前に、職員費についてご説明させていただきます。職員費は、各款項に割り振りまして計上しております。今ほどの議会費においても4人分の職員費が計上されているところです。少人数で振り分けている款項もありますので、人事異動などにより給料、手当などに過不足が生じる場合もございます。その場合は、令和6年3月定例会において当初予算をご審議いただいた際に、議案の第6条、歳出予算の流用において、同一款内での各項の間の流用ができるとして、あらかじめご承認をいただいております。

なお、決算書404ページから405ページの目的別給与費明細書にも記載しておりますが、令和6年度の一般会計の職員数は、市長、副市長、教育長を含め608人で、前年度比4人減、職員費全体で前年度比1億3,406万円の増となっております。

それでは、100ページ、101ページ2つ目の表をご覧ください。2款1項1目一般管理費は、前年度比3,552万円の増。備考欄1の職員費は、前年度比3,938万円の増。ここに計上している市長、副市長、会計管理者、総務部長を含んだ総務部担当各課・室に所属する職員は前年度比4人減の77人で、これらの給料、手当、共済費、退職手当負担金の支出は、合計で前年度比242万円の減です。

また、産休などに係る代替えの会計年度任用職員の人件費はここで支出しており、2行目の任用職員報酬（産休等代替職員）は、前年度比1,129万円の増。7行目の任用職員手当等は、前年度比1,177万円の増。その2行下の任用職員共済費は、前年度比1,918万円の増。一月当たりの実支給人数の平均は36人で、十二月の延べ支給人数では435人、前年度と比べ延べ36人の増となっております。

なお、8行目、4節の最初、常勤職員共済費は、共済組合の基礎年金負担率が下がったことによりまして、前年度比444万円の減となっております。下から4行目の研修旅費と一番下の職員健康診断手数料、そして次の103ページ、備考欄4行目の研修委託料、その下、研修会等負担金、またその下、新潟県市町村総合事務組合負担金は、一般会計全体に必要な費

用として、ここでまとめて支出しております。

103 ページの 1 行目です。職員採用 S P I 試験手数料は、新たに導入した職員採用一次試験の手数料で皆増です。これにより、前年度まで実施しておりました職員採用試験業務委託料が皆減しております。2 行目、職員海外派遣研修事業委託料は、中学生・高校生の海外派遣に併せ、職員研修として職員 1 人を参加させたもので、前年度とほぼ同額です。

2、行政共通事務費は、前年度比 941 万円の減。1 行目、任用職員報酬は、塩沢市民センター 1 人、大和市民センター 2 人、財政課 1 人の会計年度任用職員計 4 人分で、1 人増え、前年度比 269 万円の増。4 行目、顧問弁護士報償は、3 人の顧問弁護士に対する、訴訟案件の着手金・成功報酬と顧問弁護士相談に係る報償で、前年度比 20 万円の減。2 行下、職員旅費は、市長、副市長及び随行職員の出張旅費と議会の管外調査の職員同行分で、前年度比 63 万円の増。2 行下、市長交際費は、前年度比 24 万円の増であります。

104、105 ページをお願いいたします。備考欄 1 行目、郵送料は、令和 6 年 10 月 1 日から郵便料金が値上げになったこと、また発送数も増えたことによりまして、前年度比 555 万円の増です。4 行目、旅行業務委託料は、ニューヨーク新潟県人会の 35 周年記念式典への出席など、2 度の海外出張により、前年度比 206 万円の増。下から 4 行目、庁用器具費（1 件 50 万円未満）は、事務机など副市長室の整備に係るもので、皆増です。最後の行、過年度国県補助金等返還金は、令和 5 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の額確定による返還金。

3、行政区事業費は、前年度比 490 万円の増。2 行目、集落集会所施設整備事業補助金は、6 地区への補助で、前年度比 479 万円の増。内訳は決算資料 5 ページのとおりとなっております。

4、式典事業費は、二十歳を祝う会の開催経費で、前年度とほぼ同額。対象者 541 人のうち 418 人の出席がありました。

106、107 ページをお願いいたします。備考欄の 5、表彰事業費は、前年度とほぼ同額。市の表彰条例に基づき表彰したもので、令和 6 年度は被表彰者 21 人、1 団体。10 月 2 日に表彰式を行っております。

6、特別職報酬等審議会費は、委員への報酬及び費用弁償で 1 回分です。

7、情報公開事業費は、情報公開審査請求があったため、情報公開審査会を計 3 回開催した経費で、皆増です。

8、防犯対策事業費は、前年度比 76 万円の増。1 行目、消耗品費は、市民に貸与する通話録音装置 20 台の購入で、皆増です。2 行目、光熱水費（電気）は、防犯灯の電気料で、電気料金単価の値上げにより、前年度比 31 万円の増です。3 行目、犯罪被害者等見舞金は、3 人の方に対する見舞金で皆増です。

9、一般管理補助・負担金事業は、前年度比 23 万円の減。最後の行、南魚沼市非核平和委員会補助金は、市民会館前の非核平和都市宣言の看板修繕の完了によりまして、前年度比 20 万円の減です。

108、109 ページをお願いします。表の 2 段目、2 目広報広聴費は、前年度比 70 万円の減。

備考欄1の広報広聴事業費、3行目、印刷製本費は、市報みなみ魚沼の発行に係る印刷費で、前年度比109万円の減。令和6年5月から市報の発行を月1回に変更いたしました。7行目、インタビューボード用広告シート貼付業務委託料は、通常は半年ごとにスポンサーが変更となるため、契約延長により広告の貼り替えが不要となったため、前年度比10万円の減。8行目、ふるさとCM大賞作品制作業務委託料は、10款社会教育費からの移行により、皆増。下から3行目と最後の行のウェブサイト関連予算につきましては、5年間の長期継続契約の3年目で同額となっています。

表の3段目、3目電算対策事業費は、前年度比4,801万円の増。備考欄1の電算情報管理一般経費は、総合行政システム、内部情報システム、住民基本台帳システムなど各システム共通の経常経費で、前年度比3,562万円の増。下から2行目のシステム導入業務委託料は、南魚沼市住民総合ポータルアプリのシステム導入と、庁舎において無線Wi-FiによるLGWAN環境を実現するための機器の導入などで、皆増です。

110、111ページをお願いいたします。備考欄1行目、ネットワーク変更業務委託料は、事務室内のレイアウトの変更に伴うLAN配線の変更作業を委託するもので、道の駅再整備準備室の新設などにより、前年度比88万円の増。5行目、電算システム・ソフト等使用料は、南魚沼市住民総合ポータルアプリの6か月分の使用料などで皆増。2行下の、光ケーブル使用料は、子育て関連のDXを進めるにあたり、15か所の保育園とほのぼの広場のネットワーク回線の変更を行ったことにより、前年度比156万円の増。2行下の、施設修繕工事費は、坂戸山の六日町テレビ中継局の維持管理に係る遊歩道の修繕で、車両乗り入れができるように整備したもので、皆増。1行下、PCネットワーク工事費は、本庁舎及び各行政施設、保育園で無線Wi-FiでのLGWAN環境を整備した工事費で、皆増です。

2、総合行政システム事業費は、住民基本台帳、税務、福祉など、基幹系システムの運営経費で、前年度比293万円の増。6行目、電算システム改修等業務委託料は、前年度比537万円の減。令和6年度は、避難行動要支援名簿システムや、所得税・個人住民税定額減税に係る改修などを実施しております。下から2行目、総合行政システム機器リース料は、基幹系端末とプリンターのリース料で、交付金や定額減税に対応するため端末・プリンターの台数の増加に加えまして、価格の高騰により前年度比559万円の増。最後の行、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金は、従来のシステム利用負担金に加え、システム更改分の負担金が加算されたことにより、387万円の増。

3、内部情報システム事業費は、財務会計や人事給与、職員の電子申請など内部情報に係る経費で、前年度比43万円の減。備考欄1行目、消耗品費は、内部情報系システム用のポータブル蓄電池7台の購入で皆増。

112、113ページをお願いします。備考欄1行目、電算システム改修等業務委託料は、制度改正へのシステム対応や人事給与システムの改修などにより、前年度比383万円の増です。

4、住民基本台帳システム事業費は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る経費で、前年度比104万円の減。3行目、住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料は、機器

の更新時期を調整し、令和6年度は1か月分のリース料で済んだため、前年度比148万円の減。

5、GISシステム事業費は、地理情報システムの保守委託などに係る経費で、前年度と同額。

6、辺地共聴施設整備事業費は、インターネット回線などによるテレビ視聴が普及しており、共同アンテナが不要となった組合に対し、アンテナの撤去費用を補助したもので、皆増です。

表の2段目、4目車両集中管理費は、本庁舎、各市民センター、出先機関などの車両、およそ200台の管理や更新などに係る経費で、前年度比1,218万円の増。備考欄1の車両管理一般経費は、前年度比314万円の増。1行目から4行目までは、運転員として任用する会計年度任用職員の人件費4人分で、1行目、任用職員給料は、前年度まで任用職員報酬として計上されていたものを勤務時間のフルタイム化により変更したため、皆増。それに伴いまして、3行目、任用職員総合事務組合退職手当負担金、4行目、任用職員共済費が皆増。これにより人件費全体では、前年度比439万円増の1,738万円となっております。

114、115ページをお願いします。備考欄1行目、修繕料は、車検整備、定期整備、修繕費などで、前年度比111万円の減。

2、車両運行経費は、車両の燃料費や保険料に係る経費で、前年度比260万円の増。1行目、燃料費は、燃料単価の増により、248万円の増。その他は、ほぼ前年度並みでございます。

3、公用車更新整備事業費は、前年度比643万円の増。1行目、車両購入費（1件50万円以上）は、中型バス1台、マイクロバス1台、電気軽乗用車1台、軽貨物車1台、軽貨物トラック3台、中古普通乗用車2台の合計9台の購入費用です。

表の2段目、5目会計管理費は、前年度比493万円の増。備考欄1行目の報酬、その下の手当、費用弁償は会計年度任用職員1人分。下から3行目、公金取扱手数料は、収納時、支払時の手数料で、指定金融機関から適正な経費負担の見直しの要望を受けたことから、県下統一水準での手数料単価の適用によりまして、前年度比425万円の増。

下から2行目、データ転送システム口座振替等手数料は、令和5年度途中での回線切替えで令和6年度は1年分の手数料となったことにより、前年度比67万円の増。最後の行、収納データ作成業務手数料は、取扱件数の減により、前年度比15万円の減となっております。

表の3段目、6目財産管理費は、積立金の増による基金費の増により、前年度比5億9,110万円の増。備考欄1の庁舎管理費は、前年度比179万円の減。

116、117ページをお願いいたします。備考欄1行目、修繕料は、大和庁舎、塩沢庁舎を含めた庁舎の受水槽やエアコン・トイレの故障修繕のほか、漏水修繕延べ10回などで、前年度比412万円の減。下から8行目、排水路等清掃作業委託料は、本庁舎駐車場の排水路清掃などを行ったもので、皆増です。

118、119ページをお願いいたします。備考欄4行目、剪定委託料は、本庁舎のイチョウの剪定を行ったもので皆増です。下から6行目、自動体外式除細動器借上料は、3つの庁舎のAEDの借上げに係るもので、購入からリースに変更したことにより皆増です。その2行下、

電話機設置工事費は、道の駅再整備室の設置など機構改革に対応したもので、前年度比 52 万円の増です。

2、庁舎整備事業費は、大和庁舎の照明器具LED化、塩沢庁舎の空調設備ファンコイルの更新、塩沢庁舎駐車場の排水施設整備などを行ったもので、前年度比 1,303 万円の減。

3、庁舎等建物除却事業費は、令和 5 年度に旧五日町小学校と旧塩沢庁舎の除却工事が完了したため、前年度比 3 億 2,023 万円の減。1 行目の工事監督業務委託料と、2 行目の建物等解体工事費は、主に旧南魚沼市子どもセンターの解体工事に係るものです。

4、普通財産管理費は、前年度比 564 万円の増。

120、121 ページをお願いいたします。備考欄 4 行目、登記業務委託料は、旧五十沢開発センター及び旧南魚沼市子供センターの用地分筆登記に係る業務委託で、皆増。5 行目、除雪等業務委託料は、旧深谷市山の家及び旧大和水道倉庫に係るもので、皆増。下から 2 行目、消雪設備改修工事費は、旧第二上田小学校の消雪用井戸の整備に係るもので、皆増。

5、基金費は、前年度比 8 億 3,369 万円の増。1 行目、財政調整基金積立金（返礼品定期便分）は、前年度比 4,200 万円の増。2 行目、減債基金積立金は、普通交付税の臨時財政対策債償還基金費として配分された分を、後年度の償還財源として積み立てたもので、前年度比 2,457 万円の増。4 行目、ふるさと応援活用基金積立金は、令和 5 年度を上回る多額のご寄附をいただいたことから、前年度比 9 億 3,132 万円の増。

なお、財政調整基金積立金は皆減しております。また、特定目的基金の現在高につきましては、決算資料 103 ページのとおりとなっております。

6、財産管理補助・負担金事業は、前年度と同額。

7、庁舎整備事業費（繰越明許）は、主に塩沢庁舎の日影規制違反に関するもので、2 行目、登記業務委託料は、所有権移転登記業務。3 行目の建物等解体工事費は、日影規制に係っている建物の解体工事。4 行目の施設整備工事費は、塩沢庁舎駐車場の消雪用井戸の整備、及び舗装工事。

122、123 ページをお願いします。備考欄 1 行目の土地購入費と 2 行目の建物購入費は、日影規制に係っている土地・建物の購入費で、3 行目の物件補償費は、建物所有者への移転補償費となります。

表の 2 段目、7 目企画費は、前年度比 4 億 8,405 万円の増。備考欄 1、企画一般経費は、前年度比 2,438 万円の増。市制施行 20 周年記念事業や、第 3 次総合計画の策定準備のため会計年度任用職員を配置し、2 行目の任用職員報酬などの人件費が皆増しております。最後の行、企業版ふるさと納税基金積立金は、令和 6 年度にいただいた寄附金を翌年度以降に活用するため基金に積み立てるもので、皆増です。

2、総合計画事業費は、前年度比 221 万円の増。第 3 次総合計画の策定に向けたアンケート調査の費用として、印刷製本費、郵送料及び調査委託料が皆増。また、最後の行、総合計画策定業務委託料は、総合計画の策定支援委託で皆増です。

3、行政改革推進事業費は、前年度と同額。

4、総合戦略推進事業費は、前年度とほぼ同額。

124、125 ページをお願いいたします。備考欄5、定住自立圏推進事業費は、次期共生ビジョン策定に向けて共生ビジョン懇談会を複数回開催したため、前年度比5万円の増です。

6、地域コミュニティ活性化事業費は、地域づくり協議会の事務局長の給与の増などにより、前年度比257万円の増です。

7、コミュニティ助成事業費は、宝くじの社会貢献広報事業を財源として、地域のコミュニティ事業へ助成するもので、令和6年度は、公民館整備1件、地域行事の用品整備2件に補助金を交付し、前年度比1,270万円の増。

8、地域活動支援事業費は、地域おこし協力隊、地域活性化企業人、ふるさとワーキングホリデーなど関係人口の拡大と地域活動の活性化を図るもので、前年度比2,222万円の増。

1行目から3行目の任用職員報酬、任用職員手当、任用職員共済費、そして6行目の任用職員費用弁償は、地域おこし協力隊及び集落支援員に関する経費で、地域おこし協力隊の継続隊員2人及び新規隊員3人の計5人分と集落支援員1人分です。

地域おこし協力隊員は市で任用し、浦佐地域づくり協議会1人、東地区地域づくり協議会1人、一般社団法人愛・南魚沼みらい塾に3人を派遣しております。集落支援員は、東地区地域づくり協議会に派遣をしております。

4行目、副業型地域活性化企業人報償費と、7行目の副業型地域活性化企業人旅費、下から2行目の地域活性化企業人交流プログラム負担金は、総務省が実施する地域活性化起業人制度を利用した経費で、皆増です。企業派遣型1人と副業型1人の計2人に関する経費となっています。8行目、12節の最初の行になります。各種業務委託料は、地域おこし協力隊員への家賃補助や車両の借上料などを派遣先に委託したもので、隊員の増により前年度比495万円の増。その下のふるさとワーキングホリデー実施委託料は、前年度比11万円の減。事業所6か所への就労実績では55人で、前年度比5人の減となっております。その下の会場借上料は、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構が実施した移住・交流&地域おこしフェアに出展するための経費で、皆増。イベント自体は、12月7日、8日に東京ビックサイトで開催されています。最後の行、映画によるまちづくり事業補助金は、星空映画祭の経費で、令和5年度まで各種業務委託料に計上していたものです。雪国青年会議所が行う地域活性化事業に対する補助となっております。

9、交流事業費は、令和5年度にセルデン町との姉妹都市締結40周年記念事業として実施したフォーラムなどの国際交流事業の終了により、前年度比435万円の減。2行目、職員旅費は、姉妹都市40周年を記念したセルデン町への訪問事業の終了により、前年度比83万円の減。支出は、首都圏で行われている南魚沼ふるさと会などへの出張旅費となります。

126、127 ページをお願いします。備考欄3行目、記念碑等設置工事費は、セルデン町からいただいた姉妹都市40周年記念の銘板の設置工事で、皆増。最後の行、友好都市交流会等参加補助金は、毎年、江戸川区サッカー連盟から新春親善少年サッカー大会にご招待いただいているもので、参加人数に応じて補助金を交付したものです。

10、男女共同参画推進費は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進委員会や啓発セミナーの開催、企業への補助を行うもので、5行目のハッピーパートナー企業応援補助金は、補助金額の大きい環境整備の申請が前年度比で1件減少したため、前年度比28万円の減となっております。

11、人権啓発推進費は、前年度比172万円の増。5行目の印刷製本費と、7行目の備品等借上料は、2年に一度開催する市民向けの人権啓発事業の経費で、映画の上映会の素材借上げやチラシの作成により皆増。6行目、調査委託料は、第2次人権教育・啓発推進計画策定の基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施したもので、皆増です。

12、移住・定住促進事業費は、前年度比246万円の増。1行目の講師謝礼と、128、129ページ、備考欄1行目の印刷製本費、3行目の各種業務委託料は、空き家セミナーの実施に関する経費で、皆増。実施日は8月4日で、24人の参加をいただきました。2行目の交流大使等派遣手数料と、4行目のふるさと応援隊感謝祭関連業務委託料、7行目の会場借上料は、ふるさと応援隊感謝祭に関する経費で、昨年度に続き大阪と東京の2会場で実施したものです。5行目の移住・定住促進業務委託料は、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構が実施する移住・定住コンシェルジュ事業に対する委託料で、令和5年度までは、ふるさと納税推進事業で計上していたものを移行したものです。6行目のブランド化推進事業委託料は、一般社団法人愛・南魚沼みらい塾に委託して実施した、中高生の地域探求事業YouKeyプロジェクトに係る経費、また、小学生がいる世帯を対象にした滞在型モニターツアーの実施に係る経費で、前年度とほぼ同額です。下から3行目の移住・定住促進支援事業補助金は、前年度比208万円の減。内訳は、U・Iターン促進住宅支援事業による家賃補助が、昨年度からの継続9人を含め15人で、前年度比12万円の増。また、移住支援金は9人に820万円を交付し、前年度比220万円の減となりました。最後の行、移住・定住・交流推進支援事業補助金は、地域活性化センターからの100%補助を、市を經由して民間団体に補助したもので、子供の習い事教室を集めたイベントを実施したイクミライ・プロジェクトへの補助金となっております。

13、生涯活躍のまち推進事業費は、前年度比330万円の減。4行目のイベント開催委託料は、雪を通じて地域と関わる機会を提供し、関係人口の増加を目指す事業として、現地交流会とリモート交流会を実施したもので、リモート交流会の減により、前年度比76万円の減。5行目の企画運営業務委託料は、未就学児がいる世帯を対象としたお試し移住プログラム保育園留学事業と、リモートワーク推進のためのウェブサイトの運営に係るもので、令和5年度に行ったウェブサイト構築の初期費用の減により、前年度比188万円の減。最後の行、パンフレット作成業務委託料は、若者定住促進冊子ねっこの制作費で年2回、各7,000部を発行したものです。

14、医療のまちづくりモデル事業費は、移動販売の事業を上田地区のほか、近隣の塩沢地区、中之島地区に展開し行ったもので、前年度とほぼ同額です。

15、ふるさと納税推進事業費は、前年度比3億5,339万円の増。1行目の任用職員報酬か

ら5行目の任用職員共済費までと、次の130、131ページの備考欄1行目、任用職員費用弁償は、ふるさと納税業務に従事する会計年度任用職員1人分です。3行目の印刷製本費は、パンフレットの増刷などによる経費で、138万円の減。5行目の広告料は、雑誌やウェブサイトへの広告料で、1,168万円の増。東海道新幹線の車内広報誌Wedgeへの定期掲載や、ふるさと納税ポータルサイトのダイレクトメールなどを活用した広告を実施したものです。4行下の11節の最後の行、クレジットカード決済手数料は、カード支払額の増加に伴い、前年度比352万円の増。その下の行、ふるさと納税返礼等業務委託料は、寄附金の増加に伴う業務の増により、前年度比3億3,246万円の増。次の行、パンフレット作成業務委託料は、羽田空港第一ターミナル駅の柱への広告デザインの作成などで、前年度比74万円の増。次の行、情報発信業務委託料は、インスタグラムなどの情報発信業務の委託により、皆増。下から2行目の施設使用料は、新潟酒の陣や、ふるさとチョイス大感謝祭などの出展経費で、令和5年度は会場借上料で計上していたものです。最後の行、ポータルサイト画像デザイン補助金は皆増で、ふるさと納税の協力事業者が作成するポータルサイト用の画像などについて作成経費を補助したもので、皆増です。

16、少子化対策支援事業費は、前年度比154万円の増で、1行目の結婚新生活支援事業補助金の増によるものです。新婚世帯に対し住宅取得費、リフォーム費、引越費用などを補助したもので、前年度からの継続者8組に加え、10組の新規申請がありました。詳しくは決算資料16ページのとおりとなっております。2行目の結婚活動支援事業補助金は、結婚希望者へのハートマッチにいがたの登録料の補助事業で、前年度とほぼ同額となっております。

17、南魚沼プロジェクトファイブ事業費は、庁内の職員で構成するプロジェクトチームが他の自治体や道の駅などの視察をした際の旅費で、皆増となっております。

18、企画補助・負担金事業は、前年度比6,864万円の増。一番下の行、国際大学支援補助金は、前年度比5,378万円の増。

132、133ページ、備考欄3行目、北里大学支援補助金は皆増で、令和6年度から大学となった北里大学について、ふるさと納税の寄附メニューに追加し、支援を開始したものです。最後の行、ほくほく線安全輸送設備等整備事業補助金は、国の補助金に対する県及び沿線自治体による協調補助で、前年度比96万円の減。

表の2段目、8目地域開発センター及び公会堂費は、前年度比196万円の増。1、地域開発センター費は、五十沢、城内、大巻の各地域開発センターの経常管理経費となっております。最後の行、土地購入費は、新大巻地域開発センターの用地を購入したことにより、前年度比1,113万円の増です。そのほかは、ほぼ同額となっております。

2、公会堂費は、大崎農業会館、藪神地域コミュニティセンター、東地域開発センター、三用地域活性化センター、雪国おくにじまん会館の経常的な管理経費で、前年度比520万円の減。3行目、修繕料は、突発的な修繕が少なかったため、前年度比270万円の減。

134、135ページをお願いします。備考欄3行目、除雪等業務委託料は、豪雪の影響により、前年度比37万円の増。下から5行目、機械器具借上料は、豪雪のため三用地域活性化センタ

一で除雪用機器を借り上げたもので、皆増。下から2行目、自動体外式除細動器借上料は、三用地域活性化センターのリース分で皆増。最後の行、施設修繕工事費は、三用地域活性化センターの1階窓ガラスの修繕工事で、皆増。

3、地域開発センター及び公会堂改修費（繰越明許）は、大巻地域開発センターの改築に向けて用地測量を行ったものです。

表の2段目、9目バス運行対策費は、路線バス、市民バス、通学・通園バスの運行経費で、前年度比2,065万円の増。備考欄1、路線バス運行事業費は、2行目の地方バス生活維持路線補助金が、六日町一小出線及び六日町一湯沢線で、欠損額に対する補填により増額になったことにより、前年度比138万円の増です。

2、市民バス運行事業費は、前年度比115万円の増。3行目、市民バス運行補助金は、路線バスの一部路線が市民バスに移管されたことや、人件費の増、市民バスを無料とする利用促進月間の実施などによりまして、前年度比122万円の増です。

136、137ページをお願いいたします。3、保育園等送迎バス運行事業費は、前年度比116万円の減。1行目の通園・通学等バス運行手数料は、塩沢地域で4月から8月の間、バス運行がなかったため、前年度比28万円の減。なお、記載はありませんが、児童の置き去り防止装置の設置完了によりまして、機械器具費が皆減しております。

4、通学バス等運行事業費は、前年度比1,185万円の増。3行目、通学バス委託料（大和地域）は、貸切バス運賃の価格上昇により、前年度比652万円の増。4行目の通学バス委託料（六日町地域）は、大和地域同様、価格上昇による増額の方、八海中学校のコロナ対策バス増便の終了及び路線の整理統合などにより、全体としては前年度比754万円の減。5行目の通学バス委託料（塩沢地域）は、直営運行から業者委託に変更したことによる増。一方、業者委託からシルバー運行に変更したことによる減などがありますが、貸切バス運賃の上昇により、前年度比1,062万円の増です。

5、公共交通確保維持改善調査事業費は、南魚沼市地域公共交通計画の策定により、前年度比802万円の増。

表の2段目、10目ふるさと応援活用基金事業費は、前年度比5,569万円の増。備考欄1の大巻地域開発センター改築事業費は、大巻地域開発センター移転改築工事の実施設計業務を委託したもので、皆増。

2、公会堂照明LED化改修事業費は、蕨神地域コミュニティセンターの照明LED化改修工事で、皆増。

3、田園都市構想施設整備事業費（繰越明許）は、道の駅再整備事業に係る業務推進支援、地域資源や交通量などの分析調査を委託したものととなります。

表の3段目、11目市制20周年記念事業費は、令和6年度の周年事業費ですので、全ての事業が皆増となります。1、記念式典事業費は、9月29日に市民会館で行った市制施行20周年記念式典に係る軽費で、松井利夫様と大坪賢次様の特別功労者表彰や、出席者記念品などの作成経費となります。

138、139 ページをお願いいたします。備考欄 2、記念式典演奏会事業費は、市制施行 20 周年記念式典の第二部として開催した宮本笑里さんのバイオリンリサイタルの開催経費です。

3、市勢要覧作成事業費は、市制施行 20 周年記念誌作成に係る費用で、記念式典出席者及び市内全世帯に配布したものです。

4、首都圏交流会事業費は、南魚沼ふるさと会、東京塩沢会をはじめ、首都圏で活動する南魚沼市にゆかりのある方々のつながりを深めるため、8 月 31 日に東京都上野において、南魚沼市交流会 in 東京を開催したものです。

5、市制 20 周年記念シティプロモーション事業費は、10 月 26 日に八色の森公園で開催したおにぎり&ミュージックフェス、及び同時開催のおにぎりサミットに係る費用です。また、鈴木 Q 太郎さんなどのタレントを起用した公式ユーチューブチャンネル南魚沼 MAX の動画作成や、スマートフォンアプリの AR 機能を使用したゲームの提供などを実施したものです。

6、健康増進フェア事業費は、医療・介護・福祉に関心をもってもらうことを目的に、9 月 23 日に市民会館で開催した健康でいきいき暮らせるまちづくりフェアに係る経費です。映画オレンジランプの上映のほか、TRF の SAM さんによるダンスプログラムの提供などを行いました。

140、141 ページをお願いいたします。7、環境施策 PR イベント事業費は、脱炭素の実現に向けた取組を周知するため市民会館でのイベントに併せ、8 月 10 日に開催したイベントの費用です。カーボンオフセットや脱炭素の取組の PR と、移動型雪冷熱冷房の設置などを行ったものです。

8、南魚沼産 100% おいしい給食事業費は、南魚沼市の産業や特色を学習し、愛着を深めてもらうことを目的とし、市内で生産・加工された食材を使用した給食を 11 月 1 日に市内の小中学校で提供したものです。

9、特別企画展事業費は、池田記念美術館で開催した葦崎大村美術館所蔵品展と、鈴木牧之記念館で開催した特別企画展南魚沼の家系図に係る費用で、4 月 14 日には、北里大学健康科学部開設を記念して、ノーベル生理学医学賞を受賞した大村智特別栄誉教授からご講演をいただいております。

10、芸術鑑賞事業費は、11 月 10 日に市民会館で開催した新日本フィルハーモニー交響楽団によるコンサートの費用となります。

11、南魚沼市縦断駅伝大会事業費は、10 月 27 日に開催した第 20 回記念南魚沼市縦断駅伝大会のゲストランナーや参加記念品などの費用として、縦断駅伝大会実行委員会に補助したものです。なお、事業ごとの参加者数などを決算資料 16 ページに掲載しております。

ここで市民生活部長と交代いたします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、引き続き下の表、2 項徴税费、1 目税務総務費、備考欄 1、職員費は、税務課職員のうち 23 人分の人件費で、うち 2 人が育休から復帰したことで、前年度比 703 万円の増。

142、143 ページです。2 目賦課徴収費、備考欄 1、賦課徴収一般経費は、前年度比 13 万円の減。賦課に係る一般的な事務費等で、1 行目、消耗品費は、追録等図書の値上げがありました。電動キックボード用標識の購入がなかったため、6 万円の減。

2、賦課徴収管理費は、前年度比 116 万円の増。1 行目から 6 行目は、任用職員の人件費で、通年雇用で 6 人分、繁忙期の期間雇用で 7 人分の合計になります。通年雇用のうち 1 人はフルタイムの任用職員となります。8 行目、11 節、滞納処分手数料は、金融機関への預貯金等調査手数料で、145 ページの 1 行目にある預貯金等照会電子化サービスを導入したことにより、紙ベースの調査件数が減ったことで、21 万円の減。143 ページ、9 行目のコンビニ等収納取扱手数料は、地方税共同機構の電子納付を利用した納付が増え、コンビニ納付件数が減ったことで、11 万円の減。10 行目の指定管理施設使用料は、確定申告相談会での市民会館の使用料で、土日の関係で使用日数が 2 日増えたことで、15 万円の増。

144、145 ページです。1 行目、預貯金等照会電子化サービス利用料は、電子データによる預貯金、保険の照会サービスの利用料で、皆増です。3 行目、地方税共同機構負担金は、運営費等の経費に対する負担金で、システムの機能改善や拡充が実施されたこと、また、共通納税システムを利用した納付が増えていることで、126 万円の増。4 行目、軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金は、軽自動車を取得した際に課税される税金について、県に徴収業務を委託していることから、納付額に基づいて県に支払う交付金で、ほぼ同額です。その下、市税還付金及び還付加算金は、前年度比 532 万円の減です。法人市民税の還付金がおおむね 6 割と大きな割合を占めており、毎年の変動が大きい項目になります。

3、賦課徴収システム管理費は、土地家屋の評価システムに係る経費で、人件費が上昇したため、前年度比 55 万円の増。

4、固定資産税適正評価事業費は、前年度比 335 万円の減。土地鑑定評価業務委託料は、毎年行っている宅地評価額の下落率算定を 183 地点について鑑定委託するもので、前年度と同額です。ここにはありませんが、評価替作業委託料が皆減となっています。

5、滞納処分費は 50 万円で、ほぼ同額です。相続財産清算人選任手数料は、相続放棄財産について、相続財産清算人を選定し、納付した保管金です。これについては、現在手続中となっています。

以上、2 項徴税费全体で、前年度比 526 万円増の 2 億 2,742 万円となりました。

続いて下の表、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、翌年度繰越額、繰越明許費は戸籍のふりがな対応に伴うシステム改修費分で、国のスケジュールの遅れにより繰越しになっています。備考欄 1、職員費は、前年度比 62 万円の減。市民課市民班及び塩沢市民センター、大和市民センターの戸籍住基担当など、合わせて 14 人分の職員給与費です。

2、戸籍住民基本台帳費は、前年度比 420 万円の増。戸籍事務、総合案内の会計年度任用職員 3 人の給与費、消耗費などの経費になります。

3、戸籍住基システム管理費は、前年度比 441 万円の増。

146、147 ページです。1 行目、システム改修業務委託料は皆増で、国の定める自治体の基

幹系情報システムの標準仕様化や、ふりがな通知のための改修業務です。3行目、戸籍総合システムブックレス保守委託料は、前年度比で134万円の減。システムのクラウド化に伴い、契約終了により減です。4行目の戸籍システム使用料は皆増で、システム機器更改に伴うハードウェアのリース料です。5行目の戸籍総合システムブックレスソフト使用料は、前年度比78万円の増で、これもシステムのクラウド化によるものです。

4、証明書コンビニ交付事業費は、前年度比122万円の増。2行目、システム改修業務委託料は皆増で、コンビニ交付住民票の記載事項にマイナンバーの表示を可能とする機能追加に係るシステム改修費です。

5、マイナンバーカード交付事業費は、前年度比129万円の減。マイナンバーカードに係る事務経費と人件費が主なものです。大部分が国の10分の10の補助事業となっています。カードの保有率が約8割を超え、カードの申請件数が落ち着いたことにより、任用職員の減など事務経費が減少しました。

6、戸籍住基補助・負担金事業は、協議会の負担金で前年同額です。

7、戸籍住基システム管理費繰越明許は、戸籍のふりがな対応に係るシステム改修業務の委託料です。

2目一般旅券発給費は、前年度比で皆増となります。

148、149ページです。17節、一般備品購入費（1件50万円未満）は、IC旅券用交付窓口端末機の保守期間が終了したことに伴う買換えです。21節の補填金です。恐らく申請の際に職員が収入印紙を貼り間違ったものと考えられますが、印紙の残高に不整合が発生したため、ここに予備費を充用して補填させていただいたものになります。

以上、3項戸籍住民基本台帳費の全体で、前年度比1,635万円増の支出となりました。

ここで総務部長に交代します。

**○議 長** 総務部長。

**○総務部長** それでは、引き続き148、149ページ、2つ目の表からお願いいたします。2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費は、前年度比195万円の増。備考欄1、職員費は、選挙管理委員会の書記2人分です。

2、選挙管理委員会費は、委員4人の報酬と経常経費で、前年度比74万円の増です。下から2行目、開票システム等管理委託料は、投票所を58か所から36か所に統合したことに伴い、システム変更したもので、皆増です。

表の2段目、2目市長選挙費は、次の150、151ページにかけて、令和6年11月24日執行の市長選挙の経費で、4年前の令和2年度の市長選挙と比較すると、投票所の統合などに伴う職員の時間外勤務手当の減——これはおよそ130万円の減——などによりまして、前回比153万円の減です。

次のページ、152、153ページをお願いいたします。3目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、令和6年10月27日執行の選挙経費です。前回の令和3年の総選挙と比較すると、職員の時間外勤務手当が減額となった一方、国民審査投票読取集計機や、投票

用紙自動交付機など備品の購入により、前年比 106 万円の増です。なお、記載はありませんが、新潟県議会議員一般選挙費が皆減しております。

154、155 ページをお願いいたします。2つ目の表、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費は、前年度比 945 万円の増。備考欄 1、職員費は、職員 3 人分。

2、各種統計調査費は、全国家計構造調査及び統計調査員の確保対策に係る経費で、前年度比 209 万円の減。

3、経済センサス費は、前年度とほぼ同額。

156、157 ページをお願いします。備考欄 4、国勢調査費は、令和 7 年の調査に向けた準備費用で、皆増です。

5、農林業センサス費は、令和 7 年 2 月 1 日を調査日として行ったもので、皆増です。

2つ目の表、6 項 1 目監査委員費は、前年度比 189 万円の減。備考欄 1、職員費は、職員 3 人分。

2、監査委員費は、前年度とほぼ同額です。

158、159 ページをお願いいたします。2つ目の表、7 項 1 目交通安全対策費は、前年度比 31 万円の増。備考欄 1、職員費は、職員 2 人分。

2、交通安全対策費は、前年度比 151 万円の増。主な要因は、下から 2 行目の郵送料で、交通災害共済の加入はがきが全世帯に郵送となったことにより、前年度比 128 万円の増。

3、交通安全補助・負担金事業は、南魚沼警察署の新庁舎に入るまで期限付きで実施していた交通安全協会への補助金が終了し、従前の賛助会費を再開したことによりまして、前年度比 177 万円の減であります。

なお、高齢者の運転免許証自主返納の支援状況、及び交通安全運動などの実施状況につきましては、決算資料 25、26 ページに記載しております。

以上、2 款総務費の支出済額は、全体で 108 億 8,172 万円、前年度比 14 億 67 万円の増となりました。

以上で、2 款総務費の説明を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 15 時 10 分といたします。

[午後 2 時 51 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 3 時 10 分]

○議 長 総務費に対する質疑を行います。

10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 点質問させてください。まず 107 ページ、下から 4 行目です。防犯対策事業費の 19 の犯罪被害者等見舞金というのが 3 件という説明がありましたけれども、差し支えなかったら内容をお聞かせいただきたいと思います。

もう一点、135 ページの一番下です。市民バス運行補助金というものがあるのですけれども、利用促進のために無料バスの運行をしたという説明がありました。無料バスの運行につ

いては、全路線でやったのかどうか。あるいは利用者に無料バスでやったことによって、そのときは需要が伸びたのかどうか。分かれば金額的な影響をお伺いします。この2点お願いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず 107 ページの犯罪被害者等見舞金ですけれども、重傷病への見舞金ということで、10 万円を3 人の方に見舞金として支給しているという内容でございます。

以上です。

○議 長 都市計画課課長。

○都市計画課課長 135 ページの市民バスの補助の関係ですけれども、こちらのほうは令和6 年の8 月1 日から31 日までの間、1 か月ですけれども、市民バスの市内13 コース全てにおいて無料で運行いたしました。無料での運行で利用促進のほうにつなげたわけなんですけれども、こちらが前年同月の令和5 年8 月の利用実績が3,614 人ございましたけれども、この無料運行をやったことによりまして、4,080 人から利用いただきまして、約1.2 倍になったということであります。大勢の方から利用いただきまして、今後の利用促進につながるものと考えております。

それから金額のほうは、総額で81 万6,000 円を補助しております。

以上です。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 バスのほうは分かりました。

犯罪のほうなんですけれども、先ほど10 万円という話、3 件という話を聞かせてもらったのだけれども、実は犯罪被害者というのがあるので、その犯罪について、差し支えがなかったらどういうことだったのかというのを聞きたかったのですが……差し支えあれば構いません。

○議 長 総務課長。

○総務課長 この犯罪被害者等の見舞金については、そういう刑事的な被害者のほかに、交通事故の悪質なものが対象になるということで、今回内容については被害者の方が特定されますので、ここであまり詳しい話はできませんが、そういう事故の関連の見舞金で支給している部分もあるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 139 ページの市政20 周年のシティプロモーション事業費、これはマーケティングプロモーション費用なので、費用対効果ということではなくて、区切りのいい数字で20 周年でやられたと思うのですけれども、これは次やるとしたら同額くらいをつけて、いつやるのか。ディケイドという単位で行ったら10 年、ダブルディケイドで20 年、クウォーターセンチュリーで25 年、ハーフセンチュリーで50 年、これでいったら次はいつが区切りに

なるのですか。一応聞いておきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 合併して記念事業というのはいろいろやってきました。最初のときもそうですし、例えば市歌をつくったりとか、市民憲章をつくったりというような形で段階を踏んで市という形ができてきたと思います。

これから20周年以降、どんな形でまちづくりが進んでいくのかというのは想像ができませんけれども、区切りのいいときに、まちづくりが進んだあかしのみんなで分かち合うというところで周年事業を行っていきたいと思いますので、いつ行うというのはなかなかお約束できるものではないと考えております。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3点ほどお願いします。最初、113ページの上の表の備考欄6、辺地共聴施設整備事業費です。これは共聴組合でなかなかテレビ等の電波が入らないところ、それが年数が来てということで、市のほうでこういった補助事業をつけていただいて、いろいろの組合が利用していると思うのです。今進捗状況と申しますか、どのくらい市内に共聴組合があって、どのくらいが利用して、あと残り共聴組合がどのくらいになっているのか。その進捗状況を教えていただければと思います。

それから117ページの一番上、修繕料。これは先ほどお話を聞きましたら、漏水もかなり何回もあつたりということで、結構修繕がかかったかと思ったら、逆に金額はマイナスということで。そうすると令和5年度がかなりひどかったのかどうなのかあれですけども、全体的に施設の老朽化等も進んでいると思うのですが、その辺で庁舎管理の関係で状況等少し教えていただければと思います。

それから最後、147ページの一番上、システム改修業務委託料。これは国が進めています標準システムに向けてシステム改修を行っていることだと思うのですが、例えば完了が何年とかというのが見えているのか。かなり標準システムのうちにはもう乗り換えと申しますか、今の状況で進捗がどうなって、いつ頃に全体的な標準システムが完了していくのか。その辺の見通しが今分かるようでしたらお願いしたいと思います。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 1点目の共聴組合の関係の回答をいたします。令和5年度現在で32の共聴組合がありましたが、補助金の撤去の関係で9の組合が利用して解体をしております。令和7年度は、4の共聴組合が同様な補助金を利用する予定で進んでおるところです。また、令和8年度、解体したいという相談も受けている状況で、残りが約20の共聴組合が残っているような状態です。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 修繕料の件です。確かに金額は大きいと思います。ただ、今細々としたのが数多くあるというような状況でして、例えば水漏れ、これは議員もご存じだと思うのですけ

れども、天井からの雨漏りだとか、トイレの修繕とか、そういった小さなものの積み重ねになっていて、大体70件から80件くらい修繕をしているというような状況でございます。

以上です。

○議 長 市民課長。

○市民課長 147 ページのシステム改修の中身ですけれども、こちらは戸籍関係の標準化とふりがな通知のほうの改修の金額になっています。それでふりがな通知については、令和7年度終了ということになっています。

標準化については、システム全体のことでですので、まだ市民課のほうではちょっと分かりません。

○議 長 情報管理室長

○情報管理室長 標準化ということで今ありましたが、基幹系システムの標準化への対応は、令和8年2月2日切替えの予定で進んでおります。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 最初に戻って、共聴組合の関係なのですけれども、状況は分かりました。最終的にこのままで運営可能な組合もあるのかもしれませんが、いろいろ検討している組合、老朽化してくると、最初は国の補助があったのですけれども、それがなくなるわけですから、かなり負担も大変になってくると思うのです。それと人口減少の部分も重なってくるということで、そうするとまだ20組合くらいですか、残っているということですが、補助の考え方なのですけれども、例えばここで5年とか何年とかやって、そこまです残った組合は補助はとりあえず打ち切り、あとは頑張ってくださいみたいなことで考えているのか。その辺について今時点で考えがあれば教えていただきたいと思えます。

庁舎管理につきましては分かりました。本当に細かいものの積み上げということで、今も議会中も3階のトイレの水がなかなかはけなかった、手洗いはけなかったみたいで大変みたいですけれども、状況は分かりました。

そのシステムの標準化は、そうすると今国が進めている全体的な標準化というのは、令和8年度で一区切りで大体完了するというふうに今聞いたのですけれども、それでいいのか確認だけお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の共聴組合のことですが、やはり空き家も含めまして組合員が減ってきていて維持が難しくなるというのはよく聞く話です。なので、代替手段を探しているという組合はあるのではないかと考えています。そのような中で例えば5年や4年というお話ありましたけれども、補助金要綱をつくって、補助金を交付しているということであれば、例えば今年はなくって、しばらく例えばないかもしれない。だけれども補助金要綱だけは残しておいて、申出があったときにはそれを使いますよと。例えば来年度という話になるかもしれませんが、対応できるようにしていきたいと考えております。

○議 長 情報管理室長。

**○情報管理室長** 標準化のことについてお答えします。基幹系システムは先ほど申し上げたように令和8年2月2日、今年度中に切り替えますが、一部システムにおいて令和8年度になってからの切替えというのが戸籍のシステムで附票というシステムがあるのですけれども、そちらのほうは令和8年のほうにずれる予定になっております。

あと、生活保護のシステムも一部が令和8年度のほうで稼働ということになっております。以上です。

**○議 長** 4番・目黒哲也君。

**○目黒哲也君** 3点お願いいたします。125ページの8、地域活動支援事業費の中の今年度から採用しました地域活性化起業人の採用された効果について伺います。

2点目、3点目は決算資料になります。10ページの南魚沼地域広域計画審議会の中の湯沢町夕食難民解消事業というのは、どんな内容だったか伺います。

11ページ、地域の情報発信の中で関係人口深化促進事業は、今年から始まったと思うのですが、2つの事業で38人が参加されていますが、その効果はどうだったのか伺います。

**○議 長** U&Iときめき課長。

**○U&Iときめき課長** 1点目のご質問をいただきました地域活性化起業人のお話しですが、2種類の起業人の制度がございまして、企業派遣型というものと副業型、それぞれ1人ずつこちらにおいていただいております。まず企業派遣型に関しましては、ニコン日総プライムから1人ご派遣いただいております。浦佐のフットパスですとか、地域づくりに半分ほど関わっていただいているのと、併せまして市のやっております例えばY o u K e y プロジェクトですとか、あとはY o u K e y カレッジ、そういったもののいろいろ支援をいただいております。

もうお一方ですが、こちらは東洋大学で経営学を教えていらっしゃる方で、Y o u K e y カレッジの講師として活躍していただいております。

以上です。

**○議 長** 企画政策課長。

**○企画政策課長** 湯沢町夕食難民解消事業について私のほうからお答えいたします。決算資料の10ページをご覧ください。こちらは南魚沼地域広域計画協議会という表が一番上のところにありますけれども、そちらの6行目ですか、湯沢町夕食難民解消事業というところがあります。こちらは広域計画協議会ということで湯沢町と連携した取組等を行っているところでありまして、うちのほうで日本語のチラシと外国語のチラシを作成いたしまして、湯沢町のホテルですとか、そういったところに掲示してもらったり配ったりしてもらったというような内容になっています。

こちらの対応する飲食店も二十何店舗だったかと思えますけれども、対応してもらえるところで地図のほうに案内して、その飲食店に行けるようなチラシということと、あとはJRの電車の時間等を載せて、電車でもらうというようなチラシを作成して配布したところ です。

効果については、それを使ってきたのかどうかというのは、なかなか難しいのですが、実際そこにQRコードとかを入れてあるのですけれども、それが多分5,000回ほど皆さん見てもらったというような結果となっています。

以上です。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 もう一点の関係人口深化促進事業に関する効果というお話しですが、こちらの事業は一般社団法人自然体験村に委託しまして、雪に関する例えばウインタースポーツですとか、そういったものに興味のある方に首都圏からおいでいただきまして、こちらで現地交流会を行ったということです。

実際3回ほど実施したのですけれども、一番最初の2月8日の日がちょっと悪天で交通障害がありまして、5人という非常に少ない参加者だったのですけれども、その後2回、19人、14人、合わせまして38人の皆様からご参加いただいて、非常にこの地域を気に入っていただいたということで、今後も関係人口として関係化が進むのではないかとということで期待しております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2点になると思います。お願いいたします。140、141ページ、南魚沼産100%おいしい給食事業費のところでは質問させていただきます。総務文教委員会でもご報告いただいて、大変子供たちにも好評であったし、効果があったという話もいただいているのですが、それと同時に100%給食をやるのが、食材を確保するのが大変だったという話も聞いております。そのような中で来年度に向けて、今回のこの事業によって得られた知見とか様々などころがあると思いますので、これをどう令和7年度以降の給食とかに生かしていくのかというところで、もし何かありましたら教えていただけたらと思います。

続いて146、147ページ、マイナンバーカード交付事業なのですけれども、資料のほうを見ますと令和6年度は88%の交付率ということで、前年度から10%上がったということで、もう9割弱まで来ていますので、100%まであと少しなのかなと思いつつ、ここから上げていくのが大変だと思うのです。実際ここまで上がったというのは担当部局の頑張りもあると思うのですけれども、今後ここからさらに上げるのが大変になると思うのです。今後どうやって上げていくかということ、今上がってきたから人数を減らしたという話もありましたけれども、ここからがもちろん大変だと思うのですけれども、その辺をどういうふうにご考慮されるのかという点をお聞きしたいと思っております。

○議 長 教育部長。

○教育部長 では141ページ、市政20周年記念事業の100%おいしい給食事業です。令和6年11月1日にやらせていただきまして、給食の提供だけではなくて、生産者のビデオレターといいますか、映像も同時に流したり、うち4校では栄養教諭からの食育の授業というのをも併せて行いました。議員おっしゃるとおり、高い評価をいただきまして大変ありがたかつ

たところであります。

こういう取組を通しまして、昨日までの一般質問でもありました食のブランディングですとか、地域ブランドの創生、あとは地域に誇りを持つ心ですとか、郷土愛というようなところまでつながっていけばいいなと思っているところでもあります。ただ、こういうのが、おっしゃるとおり一過性のイベントで終わることがないようにということは十分思っておりますので、まさに今、令和7年も11月に、まだ実施日は決まっていますが、100%までは行かないまでも地場産をふんだんに使った給食を1日提供しようということで、今各センター栄養教諭が計画を練っているところでもありますので、こういうものを引き続いて行ってきたいと考えております。

○議 長 市民課長。

○市民課長 マイナンバーの交付率、今後どういうふうに上げていくかということのご質問ですけれども、市のほうでは、若い世代の方はいろいろな申請環境が整っているため、今後は自分で申請したくても難しい方への支援に重点を置きたいと考えていまして、令和5年11月から自宅の訪問も行っています。令和6年度について、申請については66件訪問して、32人の方の申請を支援しています。あと交付については20件訪問して、34人に交付をいたしました。あとは介護施設のほうも訪問したり、あと外国人の方がいっぱい勤めている事業所のほうにも訪問しています。引き続きそういう形で行っていききたいと思えます。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 分かりました。非常にこの間の梅沢議員の一般質問でもありましたが、大変こういうことで誇りを持ってもらうというのはいいことだと思うので、ぜひどんどん進めたいのですけれども、同時に100%の食材というのが難しくなると、いろいろ事情はあると思うのです。そういった例えばなのですけれども、どういった食品というか物がなかなか——献立になる以上は多分そんなにメジャーではない食べ物ではないと思うので、メジャーな食べ物でうちの市で作れないとか、そんなに数が合わない物があるとしたらどういった物かというのを委員会でも説明してもらったのですが、もう一度、こういうのが大変だということを言っていたきたいと思います。

それとマイナンバーカードは分かりました。非常に頑張っておられるのも重々理解できます。ここまでマイナンバーカードの利用率が上がってきたところで、また何かそういったもの、マイナンバーカードを利用しながら市政の中で、これだけ持っていればこういうことができるとか、災害時とかも含めまして、いろいろなときに使えるというのを今後考えていく考えがあるか。ここまで上がった利用率を基にちょっと考えているところがあるかどうか、そこだけお願いしたいと思います。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 令和7年度11月に予定をしております特別メニューにつきましては、なるべく地場産の物を使おうということで、今栄養教諭の皆さんから献立等を協議していただ

いている段階です。昨年度、一番難しかったのは牛乳の部分でして、牛乳はもう全くこの地場産の物をそろえるということとはできないような状況でした。ですので、代わりに甘酒を提供したというような内容になっております。

そのほか、やはり葉物野菜、あと根菜類が取れないわけではないのですが、やはり給食で使う量をきちんと確保するというのが非常に難しい状況がございます。そういったところも含めてできる限り今後も努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 DX推進室長。

○DX推進室長 先ほど、マイナンバーカードの大分交付のほうが伸びてきているというところは当然私どもも共有しております、少しではありますが、マイナンバー業務の事務のところでは、そのカードを利用した機器を入れ始めました。今後もそういうところをうまく活用できないかというところは引き続き検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 資料で4点ほど質問します。資料の7ページ、細かいことですが、4番の車両集中管理費で、事故で相手が不明事故を含むとあるのですけれども、相手が不明なことが分かるということは、よっぽどぶつけられたか何か破損していなければ分からないのだけれども、どうやって発覚するのかという部分と、9番議員の援護射撃ではないのですけれども、ドライブレコーダーがついていれば、そういうことが分かるのかどうなのか。そういうことが1点。

次が予算書でいうと131ページの少子化対策の支援事業で、県のほうの婚活支援ということで6人分の補助をしているわけですが、資料のほうにも10ページにミーティング事業だったり定住自立圏でやっていることが多くて、子育て支援もかなり当市もやっていると思うのですけれども、婚活支援をかなりやらないと去年の217人の子供ということだと思います。

ふるさと納税も調子がいいので、そういうお金でここをやらなければいけないと思うのですけれども、当市の場合やはりウインタースポーツというのが、市長も分かる通り、関東圏の方と地元の男の人が結びついたのが私が知っている範囲でもかなりあるのですけれども、ここにちょっと力を入れてお金を注ぎ込んででも市外から女性の方に来ていただく、男性も来ていただく。どういう形がよいか分かりませんが、そこをやらないと、やはり結婚率を上げないと子供が増えないということで、この数だと駄目かと思っております、その辺についての考え方を聞きたいと思っております。

続きまして、資料11ページ、ねっこの7,000部です。ここの資料にも書いてあるように、首都圏の大学等々にも配っているということですが、どういう配り方をしているのか。もっと部数を増やして、関東にはいっぱい大学あると思っております。興味があるような、湧くようなねっこは素晴らしい本だと思うのですけれども、どういうふうにそれを広げていくか、

考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

資料 13 ページです。ふるさと応援基金の仕事というか事業をこれだけやっています。牧野議員も言っていますし、9月10日の吉田議員の一般質問でもありました。長野のある市では市外のブドウを使ったということで事件が発覚するのが遅くなったのは、担当職員が業者に何回か会食をおごっていただいているというような話を今日テレビで見ました。

今日もモーニングショーに当市のふるさと納税も出ていましたけれども、当市でも今年は受けたけれども米が出せなかったということがあります。そういった部分をしっかりやらないと、この金額がいきなりなくなったらどうしようもないということなので、しっかりそこを引き締めていかなければいけないと、これだけの事業をやっているわけですので、そこをしっかりとっていくべきだと思います。

もう一点が、予算書の149ページになります。選挙費になりますけれども、予算のときも言ったかもしれませんが、なかなか選挙の投票所が少なくなりまして、お年寄りのタクシー支援ということをやっていますけれども、なかなか乗るのも難しいし、やり方——システム自体が難しいと思うのです。今年は市議選がありますが、これを踏まえた上で、今回改良した点、簡素化した点があったら教えていただきたいと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目の資料の7ページの件についてお答えします。相手不明事故というのは、これは飛び石の関係が2件含まれております。そのときは多分当たったのが分からないような状況で、次に乗る人が乗ろうとしたら、ちょっと穴が開いていることを発見したというようなことであります。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ふるさと納税のことです。先日も協力事業者の方にお集まりいただきまして、これから米の収穫もあるわけですが、品質管理と在庫管理、これはふるさと納税の生命線ですという話をさせていただきました。そこには現場に来た方とプラス、リモートでも参加していただいた協力事業者の方がいらっしゃいました。また参加いただけなかった協力事業者の方には、ペナルティーの話もされていましたがその辺も含めてきちんとお話をさせていただいて、納税される方、そして協力事業者の方、そして自治体、三方よしの制度にさせていただきたいということで強くお願いしたところでございますので、これからもそれを継続してまいりたいと考えております。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 私のほうから婚活について回答いたします。婚活のほうにつきまして、塩谷議員のおっしゃるとおり、今第3次総合計画でも目標に合計特殊出生率を上げていこうというようなところもありますので、それにはやはり婚活、結婚というのが大事だと考えております。

これまでもずっと婚活、結婚活動についてはイベント等を行ってきたところであります。

また定住自立圏ということで、魚沼市、南魚沼市、湯沢町の2市1町でも婚活ツアーというのを令和5年度から始めて、決算書にありますように令和6年度も行っております。令和7年度も行う予定となっております。徐々にこちらのほうもいろいろ取り組んでいきたいと思っております。今いただいたご意見も参考にさせていただいて、今後に生かしていければと思います。

以上です。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 小冊子のねっこの件ですが、ご評価をいただきまして大変ありがとうございます。こちら現在7,000部です。その前に作っておりましたライフ・インが1万部、ちょっとバージョンを変えたということもありまして数を減らしたのですが、主に首都圏の大学ですとか、国の関係機関、あとは市内の事業者の方、イベント等で配っておりますが、今のところ非常に人気がありまして、おおむねはけているというような状況でございます。様子を見ながら、必要があれば部数を増やして、もっといろいろな方に見ていただきたいと考えております。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 選挙の関係でございます。令和6年度選挙から、例えば移動式の期日前投票、そして投票所が遠くなった方につきましては、タクシーが利用できるというような取組をしてきたのですが、殊さらタクシーにつきましては、あまり利用がなかったというような実績になっております。

その中で今回迎える選挙につきましては、選挙のお知らせということで、各戸配付させていただくのですが、まずそこにそういった制度があるのだよということを分かりやすく説明したいと思っております。制度の中身を大きく変えるということは考えていません。実績もそんなに多くないですので、例えばお問い合わせいただいた方、とにかくそう思っている方はお問い合わせくださいというような投げかけをさせていただいて、お問い合わせいただいた方につきましては、行ってもいいのです、その家に。行ってもいいのです。そこで登録をさせていただいて、こちらから券を発行するとか、そういったことにつなげてまいりたいと思っております。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 選挙のことだけ再質問します。あとは今言った答弁で結構です。例えば、行かれるというか、決まっているというか、その要件を満たしている方は分かっているわけなので、そこには例えばチケットを渡しておくというか、タクシーいいですよという要綱と、例えば行ったついでに買物もしていいですよくらいの、ちょっと緩いような感じで、何回も電話してやり取りをする。行ってもいいのですよと今部長おっしゃいましたけれども、何かもっと簡素化して、自分で行けるような感じにして、例えば行ったらついでに買物もして帰ってきてくださいと。多分、足というか、買物難民でもあるだろうし、そういう方だと思

ので、それくらい緩くしろという言い方もおかしいですけれども、分かりやすく簡単にしないと、なかなかいい制度なのに使えなかったら悪いわけなので、それくらい改革、2回やったときは多分本当にそんなに使わなかったもので、その辺をやはりやっていくべきかと思うのですけれども。

○議 長 総務部長。

○総務部長 せっかくつくった制度ですので、多くの方に利用していただきたいと思っています。どんな方法があるのか、今言ったご意見も含めて検討させていただきます。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では5点お願いいたします。まず111ページです。上から4行目、自治体DX関連作業委託料なのですけれども、これは令和5年度と同じような金額が決算になっていますし、多分予算時でも説明あったと思うのですけれども、ちょっと中身が、具体的なDX化に向けての委託なのか、それともDX作業全体的な、相対的なものかも分からないので、そこら辺内容を聞きたいし、もし具体的なものであれば、今どういうことを進めているのかというのを併せてお願いしたいと思います。

次です。125ページ。地域コミュニティ活性化事業費のところなのですけれども、地域活性化支援事業とか、地域活動拠点支援交付金が、両方ともあるのですけれども、ここの交付している金の監査です。監査委員が直接しているわけではないと思うのですけれども、チェック体制というか、監査体制というものはどういう段階というか、どういうことになっているのかということをご参考までに教えていただきたい。

次が129ページです。企画運營業務委託料なのですけれども、いろいろやっているものかもしれないけれども、説明の中にお試し移住事業というような説明もありましたが、その実績とかその反応、そしてお試しをやった後の状況、そこら辺が何かありましたらお願いいたします。

次が131ページです。結婚新生活支援事業補助金があるのですけれども、これは説明いただきまして、年齢制限とか所得制限とかあるようなのですけれども、補助の内容が、例えば住居取得とか引っ越し費用とか、賃貸とかリフォームとか、そういうようなことに補助しているということなのですけれども、大変金額的にも増えまして、これは喜ばしいことなのですが、今言った補助内容の中身です。どういう、例えば住居取得が、大ざっぱでもいいのですけれども、パーセンテージでも何でもいいのですけれども、どのくらいの割合で補助が出ているか聞きたいので、その辺具体的な金額ではなくても結構ですが、教えていただきたい。

もう一点が159ページです。高齢者運転免許証自主返納奨励品のことなのですけれども、資料26ページにその実績があるので、非常に自主返納も増えていまして、これももうまくいっているという思いもするのですけれども、ただこの返納奨励品ですよね。これはバスかタクシーの券が支給されるのですけれども、1万円相当ということで、当初1万円ではちょっと返納するにはというような気もあったのです。一応返納者も増えているのでうまいって思うのですけれども、この辺、支給してその後の——こんなところまで調べていない

かもしれないですけども、使途です。バスにどのくらい、タクシーにどのくらいみたいなことデータは取っているのかというところをお聞きしたいと思います。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 111 ページの自治体DX関連作業委託についてなのですが、内訳としましては、DX推進アドバイザーの業務委託、あとDX研修会——これは職員向けのDXの研修会の委託料、あともう一つが保育園タブレットの設定業務で、96台を令和6年度導入しました。そのタブレットの設定の業務委託に伴って、タブレットなので無線環境、保育園のほうに構築する必要があったので、そのネットワークの変更の委託料になっております。

以上です。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 まず2点目の地域づくり協議会の監査の関係ですけども、毎年一度監査委員の方から現地に赴いていただきまして、監査を受けている状況でございます。ですので、1年で全部ということではないのですけれども、順次監査を受けている状況でございます。

その次の生涯活躍のまちの企画運営費の関係ですけども、主にこちらは保育園留学に関する事業でございまして、決算資料11ページの一番上のほうに保育園留学事業とありまして、令和6年度の受入れ実績は11家族で33人からおいでいただいております。非常にこちらを気に入って、その後移住相談まで受けているような方も出ておりまして、こちらは年々増えている状況でございます。

あとは、その他はリモートワーク推進ということで、こちらはリモートワークのサイトの運営ということで、こちらツアー等は実施しておりません。

その次が、結婚新生活の支援ですが、こちら引っ越し費用と結婚されて生活に必要な資金を助成しているというような……（何事か叫ぶ者あり）補助内容は、結婚後の経済的な不安の軽減を図るということで、新生活にかかる費用、先ほど言いました引っ越し費用ですとか、住宅取得、あとはリフォームですとか、住宅を借りる費用、こういったものが対象になっております。

ちなみに実績としましては、16ページのほうにありますますが、18組の方からご利用いただいております。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 高齢者の運転免許証自主返納事業です。こちらの利用のほうをその後を追えたかというところだと思うのですけれども、資料26ページのほうに今回の実績、前年度比較などが出ております。その下に付記しておきましたように、バス券は購入実績、タクシー券は利用実績ということで、例えば令和6年度のタクシー券のところと、令和5年度辺りを見ていただくと、件数的にはすごくタクシー券が多くなっているのだけれども、右のほうの支出金額についてはほとんど同じくらいというようなのが見えるかと思っております。

これはタクシー券はまず交付した後、利用してもらった後での実績の金額をこちらが支出することになります。このくらいが利用されたということで、タクシー券についてはこの後も、例えば令和7年度に入ってから、またその券で使用されるということになっているかと思えます。それは令和7年度に、こちらのほうに支出になって生じるということになります。

ただ、バス券のほうが回数券を購入するような形で、それをお渡ししております。お渡しはしているのですが、それがどのくらい使われたかというところについては、申し訳ないのですが、それが把握できないというのが実態でございます。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 分かりました。2点再質問させていただきたいのですけれども、129ページの企画運營業務委託料の答弁いただきましたけれども、説明の中にお試し移住事業というようなことも出てきたと思ったのです。これも私の聞き違いかもしれませんけれども、そのことに限定して、それがもしやったのであれば、どういうふうな実績で、反応でその後どうだと。そのところをもしそれが私の聞き違いではなくて、お試し移住という事業があったのであれば、もう一回答弁をお願いしたいと思います。

もう一点が131ページの結婚新生活支援事業補助金の関係です。資料も出ていますけれども、これは大ざっぱでこういうところに出ましたということなので、私がお聞きしたいのは、住宅取得とか引っ越し費、そして賃貸費、リフォーム費、これはチラシも出してありますので、そこら辺は承知しているのですけれども、613万円の実績があるので、この内訳ですよ。それがどういうところに——例えば住宅取得なんていうことになると、これはすごいというようなこともありますし、どれもすごいのですけれども、そこら辺の実態がどういう形になっているのかというところが分かったら、教えていただきたい。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 129ページですが、お試し移住という事業はちょっとやっております。

その次の結婚生活の支援事業補助金ですが、ちょっと資料が手元がないもので、後ほど答えさせていただきます。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 資料の件、分かりました。大変失礼しました。私はメモをした中で、お試し移住事業ということが説明の中にあつたような気がしたので、聞いてみたのですけれども、やっていないということであれば分かりましたので、では終わります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 私の説明した文書の中にお試し移住という言葉がありまして、それはお試し移住プログラムである保育園留学事業という説明でございました。大変申し訳ありません。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5点ほどお願いいたします。まず103ページの職員採用SPI試験手数料16万円に関連してでありますけれども、職員採用のほうをSPIを利用することによって、非常に応募する方も多く、いろいろな人材が来たということでありましたけれども、結果的にこの試験をして、どれほどの幅広い人材を得られたのかということをお伺いします。

それから107ページです。情報公開審査会の委員の手当、6万7,200円でありますけれども、情報公開条例に従って情報公開請求があったわけでありまして、かなりボリュームのある請求があったようには聞いておりますけれども、どんなものであったのかということをお聞きします。

それから125ページのふるさとワーキングホリデー実施委託料711万円であります。実績のほうも出ておりますが、2週間程度、事業所に勤めていただいたわけですけれども、その後のつながりについてです。この事業所と実際に来られた方のその後のつながりということが非常に大事かと思っておりますけれども、そこはどうだったのかということをお聞きします。

それから133ページのほくほく線の整備補助金161万円であります。毎度この時期に聞いておりますが、北越急行の決算のほうについての質疑となると、ここの部分でしか聞くことではないのであります。内部留保金で赤字を埋めながら運営しているということでありましたが、令和6年度においてはどんな状況だったのかということをお聞かせ願いたい。

それから、145ページの戸籍住民基本台帳費852万円に関連してであります。資料22ページにございますが、人口減とすると922人の減でありますけれども、外国人が55人増えているということでありました。ベトナムとそれからミャンマー、インドネシア、台湾というところから来ていただいているということでありまして、こういう方たちは労働で来ているということなのかどうなのかということの内容がもし分かればお聞かせ願いたい。

○議長 総務部長。

○総務部長 1点目、113ページ、SPI試験でどのようなよい人材が採れたのかというお話です。まず採用試験をする側のお話をさせていただくと、この試験によって個人個人の特徴がつかめます。なので、次に進んでいただく方、例えば面接という試験があるわけです。そのときにその方の人となりをごどのような面接試験の中で人となりを見ればよいかということが、その試験によってつぶさに分かるということが採用する側のメリットではないかと考えております。

そのような中で、私たちがそれを参考にして選んでいる職員につきましては、非常に優秀な職員が採れていると考えております。

○議長 総務課長。

○総務課長 それでは2点目の情報公開審査会の関係です。審査請求がありました際には、まず審査請求人の弁明ですとか、それから今度は市役所側の審査請求を受けている側の弁明というようなステップを踏んで、両方の話を聞いて、審査会の委員が最終的には議論をして、審査請求人の審査の内容が妥当であるかどうかというのを審査するというような流れになっていくわけで、時間がやはり非常にかかってしまうということと、審査会の中でどういう結論

にまとめ上げるかというの、また委員を交えて最終的には議論して決めるということになります。令和6年度については、都合3回審査会を開催して、その審査に当たったということで、審査の委員も非常に大変だったと思いますけれども、時間は非常にかかるというように、審査請求があるとやはり非常に大変な事務量が発生するというようなことであります。

以上です。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 ふるさとワーキングホリデーの実績ということでご質問ございましたが、こちら資料にありますとおり、37の大学等の中から55人からおいでいただいております。

まずアンケートを採りまして、10点満点中、参加者から9.5点と非常に高い数値が出ておりますし、再訪したいという方は81.3%、継続して関わっていきたいという方が51.7%でございます。具体的な実績ですが、以前参加された方が2人ほど地域おこし協力隊として現在務めております。あと、1回ふるさとワーキングホリデーを経験された方が次回のディレクターということで、そのままこの事業に関わっているというケースも非常に多いということです。

関係人口化という視点で言いますと、東京等で自主的に同窓会に参加者がしているという報告がありますし、参加者の多くの方、おおむね6割以上の方がまた南魚沼に再訪しているというデータが残っております。また、令和6年度から南魚沼市でも同窓会というのをやっておりまして、7人の方からおいでいただいたという実績がございます。

以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 ほくほく線の件につきましてお答えいたします。令和6年度のほくほく線のまず輸送の人員ですけれども、令和5年度よりは輸送人員については若干下がっているというところなんです。令和5年度は91万7,000人、令和6年度が89万2,000人ということなんです。

運輸収入につきましては、令和5年度に運賃改定をした関係がありまして、令和5年度が3億845万円、令和6年度は3億2,187万円ということで、運輸収入のほうは運賃改定の結果、増えているというところになります。

ただ、2024年度決算を見ますと、最終損益については、8億2,045万円の赤字となっております。今内部留保も76億円まで減らしているというような情報があります。令和5年度まではコロナ禍ですとか、物価高騰の補助などもこちらのほうではしていたのですが、令和6年度についてはそういった補助も終了して、特別に補助はしていないところです。また令和7年度からは県との経営改善に向けた取組の話し合いが始まるというところでもあります。

以上です。

○議 長 市民課長。

○市民課長 資料のとおり、最も多いところがベトナム、フィリピン、インドネシアというところで、台湾、ミャンマーというところも増加傾向にあります。

それぞれの国の方の在留資格で見えますと、ベトナムの方は技能実習が一番多い形になっています。フィリピンの方は技能実習もいますけれども、留学や永住者の方もいらっしゃいます。インドネシアの方は技能実習が大半となっております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 情報公開の部分でありましたけれども、非常にボリュームのあるところで時間もかかるということで、大変審査会の委員の方に頑張ってもらったということでありました。元議員が関わった案件もあったというふうに思っておりますけれども、そういったものについては、なかなかどこまで情報公開に応じるかということは、市としてはこれほど多くのものに関わったのは初めてとっております。そこら辺も含めて情報公開委員の中で、それであれば顧問弁護士にちょっと話を聞いてみたいというような事例もあったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから外国籍の方であります、技能実習生ということで非常に多く来られているのではないかなということです。外国からの人材を獲得するというところで民間もかなり頑張っている部分もありますけれども、新聞報道にあるような事件、事故等があったとは聞いてはおりません。市のほうでそういった関連の事件や事故等について、こういうことがあったというのであれば教えていただきたい。

○議 長 総務課長。

○総務課長 審査請求された方がどなたかというような話はちょっとできませんので、審査請求のあった事案としてお答えさせていただきます。やはり情報公開という制度が原則公開というようなものになるわけですけれども、その辺と市民の知る権利と、それからそれを公開したことによる影響、その辺が非常に難しい部分で、委員も非常に悩んで最終的には結論を出していたというのが実情です。審査会の委員から顧問弁護士の意見を聞きたいというような話はありませんでしたけれども、私ども事務局のほうで随時必要があれば、今顧問弁護士は3人おりますので、3人の中で最適と思われる先生に、必要なものはご意見を聞きながらやっているというようなことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 外国人材の方々の事件、事故という話ですが、国籍を問わず多様な方々というのはいるわけです。そのような中で南魚沼市にいらっしゃる外国人の方の行動を見ていただくと、皆さん真面目ですよね。勤勉な方が多いと思います。そのような中で大きな事件、事故というものは聞いた覚えがございません。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 点だけお伺いさせていただきます。149 ページの選挙費の部分でござい

ます。今ご説明ありましたように、タクシー等予約した中で一生懸命進めていただいている。また私の地域においても段差というか、すばらしいスロープを造っていただいて、今その日のためにずっと壊さず待っているという、いかにもこの環境を皆さんにいっぱい選挙に来てくださいと言わんばかりの本当に一生懸命やっている姿を私は感じてお一人であります。

そうした中で、私は今介護をしている中で、施設入所をされている方がかなり多く増えております。そうした中で在宅でしていても、なかなか選挙の場に現実にタクシー支援をしていますけれども、行かれなくて、郵送という、そういう制度もあります。そういう部分の今現状は、例えば郵送の状況が今あるのかどうか。また介護の部分の施設等で実態はどのようになっているのか。その希望者に対してどのような投票の周知徹底をされているのか。お伺いさせていただきたいと思っています。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず施設に入所されている方につきましては、施設で投票するという仕組みがあります。例えば特別養護老人ホームに入っている方、それから病院に入院されている方は、その施設内で投票できるというような不在者投票という制度がありますので、そちらを利用していただいて市内の施設についてはやっけていただいているということです。

中沢議員の一番心配される部分というかが、障がい者の方で重度で自宅でもう寝たきりのような方で、障がい者手帳をお持ちの方の重度の方については、郵便等の投票という制度があつて、自宅で投票するという郵便による投票という制度がありますが、その対象にならない自宅で介護されている方とか、そういう方もいらっしゃるわけです。そういう方については、今現状の制度の中では、重度の障がいのある方以外は郵便による投票ができないという仕組みになっていますので、どうしてもその方については、期日前投票所なり、当日の投票所なりで投票していただくほかないということです。これは法がそういうふうになっているもので、致し方ない部分ではありますが、郵便等による方は重度の障がいのある方で、市内でも数人の方がおりますけれども、そんなに多い数ではございません。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 では、再度1点だけ質問させていただきます。郵便に関しては了解いたしました。そのとおりであるかと思しますので。

そうした中で施設で投票される方、そういうふうな形でしているわけですが、実態的にきちんと日程をして、そして実施されているかどうか。その掌握はどのようになっているかという、掌握、範囲の中でお伺いさせていただきたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 投票できる施設につきましては、事前に把握もしておりますし、私どもの選挙であれば対象施設には手引きというものをちゃんと配って、どういう流れで、どういう人を配置して投票していただきたいというように、その辺の周知は漏れなくやっています。市内の施設では選挙のたびにきちんと、どの施設の皆さんもその中で投票されておりますので、施設

でやっていないというのは、私の認識の中ではほとんどないかと思っています。

国や県の選挙でも同様でして、その施設に対してはきちんと説明会が開かれて、期間はこうです。こういう人を配置して、入所している人からまずその施設に対して投票用紙を請求してもらってという、そういう流れになりますというのをきちんとした中でやっていますので、その点は全く問題ないかと思っております。

以上です。

○議 長 ここで、先ほど議席番号 13 番・佐藤剛君に対し、保留していた答弁についてU&Iときめき課長から発言を求められておりますので、これを許します。

U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 佐藤議員からご質問いただきました結婚新生活支援事業の申請者の実額といたしますか、どういったものに補助しているのかというお話ですが、全体からしますと、18 人の方が申請しております。そのうち住宅取得ですとか、リフォームで利用されている方が 4 人の方です。金額にすると大体全体の 27%、166 万 6,000 円です。そのほかが全て賃借費用ということで、アパートの家賃になります。こちらが 73%で、446 万 7,000 円、件数にしますと残りの 14 件の方がアパートの賃借費用に充てているということでございます。

以上です。

○議 長 本日の会議は、3 款民生費の説明までとしたいので、あらかじめ延長します。

○議 長 総務費について質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、2 款総務費に対する質疑を終わります。

○議 長 3 款民生費の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、3 款民生費につきましてご説明申し上げます。

160、161 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費です。備考欄 1、職員費は、社会福祉に係る担当職員 16 人分の人件費で、1,229 万円の増。

2、社会福祉総務一般経費は、2 万円の増です。一番下の行、南魚沼地区保護司会補助金は 35 人分の補助金で、前年と同額。

3、社会福祉協議会推進事業費は、106 万円の増。1 行目、南魚沼市社会福祉協議会運営費補助金は、職員 12.5 人分の人件費補助で、臨時職員 0.5 人分の増、定期昇給分などで 106 万円の増。次の行、地域福祉振興事業補助金は、ボランティアセンター事業に対するもので、前年同額。

4、民生委員・児童委員事業費は 2 万円の増で、消耗品の増が主な理由です。2 行目、民生委員・児童委員報償費は 142 人分、前年と同額です。

5、行旅病人取扱費は、21 万円の増です。2 行目、行旅死亡人葬祭費は、火葬執行 1 件分

の20万円が皆増になります。

162、163 ページをお願いします。6、国民健康保険対策費（特別会計繰出金）は、前年度比1,270万円の減。国民健康保険特別会計への国・県・市のルール分の負担金や人件費、事務費の繰出金です。1行目、保険基盤安定（保険税軽減）分は、322万円の減。次の行、保険基盤安定（保険者支援）分は、357万円の減。6行目、産前産後保険料は、6万円の増。これは令和5年度からの新制度で、出産する方の産前産後4か月または6か月の保険税を減免し、国・県・市で負担するものです。最後の行、財政安定化支援事業は、6万円の増。

7、地域福祉計画推進事業費は、前年とほぼ同額です。第4期地域福祉計画の中間年であり、委員会開催1回分の経費になります。

8、障がい者施設緊急支援事業費は、障がい者支援を行う事業所への物価高騰などに対する2回の補助金です。10法人、40事業所へ補助をしました。

9、高齢者施設緊急支援事業費は、高齢者介護施設への同じく物価高騰などに対する2回の補助金で、22法人、83事業所への補助です。

10、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、定額減税補足給付金及び価格高騰緊急支援給付金の2つの事業に係る経費で、7,453万円の減。1行目の任用職員報酬から、164、165ページの5行目、庁用器具費（1件50万円未満）までが両給付金の支給事務費になります。6行目、定額減税補足給付金（調整給付）は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として実施された所得税3万円、住民税1万円の定額減税を補足するものとして、4万円の定額減税可能額が令和6年分の推計所得税額、または令和6年分の個人住民税所得割額を上回り、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付で、対象となる1万9,045人に支給したものであります。次の行、価格高騰緊急支援給付金（重点支援地方交付金分）は、次の11、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業（繰越明許）の2,920万円と合わせて、住民税所得割非課税世帯の対象となる626世帯に支給したものです。

12、子育て世帯加算給付金事業費（繰越明許）は、2,969万円の増。令和5年度価格高騰緊急支援給付金対象世帯のうち、18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある者に対し、1人当たり5万円を支給する事業で、令和6年度に繰り越して支出したものです。1行目、任用職員報酬から、7行目、各種業務委託料までは支給事務の経費になります。最後の行、子育て世帯加算給付金は3,000万円の皆増で、600人に支給をしたものです。

次の段、2目心身障がい福祉費です。備考欄1、心身障がい福祉一般経費は、障がい者の生活支援のための経費で、606万円の減。

166、167 ページをお願いします。2行目、印刷製本費は、令和6年3月に策定した第4期南魚沼市障がい者計画、第7期南魚沼市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画概要版の印刷費用で、30万円の皆増。次の行、文書発送等手数料（障がい者優先調達）は、魚野の家などに市役所各課で発送する封筒詰め補助作業等を委託するもので、10万円の減となっておりますが、福祉課を経由しない市全体の合計発注額としては、年々金額は伸びております。次の行、電算システム改修等業務委託料は、報酬改定等に伴うシステム改修費用で、59万円

の減。最後の行、過年度国県補助金等返還金は、実績に基づく障がい福祉サービス等の令和5年度分国県負担金返還金で、482万円の減です。

2、心身障がい者施設負担金事業費は、魚沼地区障害福祉組合の運営費等負担金で、構成市町村間の入所者割合の変動もありまして、45万円の減。

3、心身障がい者助成事業費は、交通費、通院費及び医療費などの助成で、111万円の減になります。2行目、障がい者タクシー利用料金助成は、39万円の減。2行下、施設通所交通費助成と次の行、人工透析者通院費助成、これは前年とほぼ同額。2行下、精神障がい者医療費助成金は、123万円の減。次の行、社会参加促進費は、自動車改造助成対象者の増により、57万円の増です。

4、特別障がい者手当等給付事業費は、特別障がい者手当等94人が対象で、支給対象者の増により、124万円の増です。

5、障がい者自立支援事業費は、障がい者支援の中心をなすもので、5,785万円の増。6行目、療養介護医療費は、対象者の減少により、72万円の減。

168、169 ページをお願いします。1行目、更生医療給付費は、対象件数の増などにより、562万円の増。その下、補装具給付費は、対象者の減により、47万円の減。その下、介護給付費は、主に就労系事業と共同生活援助の利用者増などで、4,094万円の増。2行下、介護給付費(児童)は、放課後等デイサービス事業利用者の増により、1,261万円の増となりました。

6、障がい者地域生活支援事業費は、626万円の減。5行目、地域活動支援センター委託料は、相談支援センターみなみうおぬま、友の家及びドリームハウスでのサービスで、人件費増などにより、790万円の増。5行下、日常生活用具給付費は、ストーマ使用者の減などにより、22万円の減。2行下、日中一時支援給付費は、日中の活動の場を確保し、家族の就労や一時的な就労を確保する事業で、利用回数の増などにより、85万円の増。その下、成年後見制度利用支援事業助成費は、対象人数の増により、31万円の増。

7、障がい者支援介護認定審査会費は、障がい程度区分の認定調査及び主治医意見書手数料などで、2万円の増。

8、心身障がい者虐待防止事業費は、虐待防止のための啓発資料、パンフレットの購入費で、前年とほぼ同額。

9、重度心身障がい者医療費等助成事業費は、596万円の減。主に県単の重度心身障がい者に係る医療費、訪問看護療養費などの助成で、対象人数の減少によるものになります。

170、171 ページをお願いします。3行目、医療費助成事業(県単)は、584万円の減。

10、ふれ愛支援センター管理費は、326万円の増。1行目、消耗品費は、2階多目的ホールの会議用机20台分などの購入費で、106万円の皆増。3行下、ふれ愛支援センター指定管理委託料は、光熱費の増と豪雪対応などにより、131万円の増。その下、空調設備改修工事費は、1階事務費及び2階小会議室のエアコン設置工事費で、129万円の皆増。

11、心身障がい福祉補助・負担金事業は、10万円の増。3行目、実習生補助金は、人材確保対策として新たに開始した障がいサービス事業所で、実習を受ける学生に対する交通費ま

たは宿泊費の助成で、10万円の皆増です。

次の段、3目老人福祉費です。備考欄1、敬老会事業費は、17万円の増。1行目、祝い品は、対象者の減により、16万円の減。5行下、敬老事業助成金は、敬老会対象者、参加者等の増によりまして、30万円の増。

2、老人クラブ推進事業費は、5万円の減。1行目、老人クラブ（単位会）推進事業補助金は、クラブ数及び会員数減により33万円の減。次の行、南魚沼市老人クラブ連合会推進事業補助金は、合併20周年記念事業に対する補助金増などにより、27万円の増になります。

3、老人福祉施設負担金事業費は、八色園の施設整備等借入償還金の終了により、1,081万円の減。

172、173ページをお願いします。4、老人保護措置事業費は、市外の養護老人ホーム、及びやむを得ない措置による市内外の特別養護老人ホーム入所に係る委託料で、措置入所者の増により、253万円の増。

5、高齢者生活支援事業費は、在宅高齢者に対する様々な支援事業の費用で、1,340万円の増です。1行目、在宅要介護高齢者家族手当は、対象者の増により、12万円の増。2行下、緊急通報事業委託料は、利用者減により、26万円の減。3行下、高齢者・障がい者向け住宅整備費補助金は、対象件数の増により、22万円の増。その下、紙おむつ給付費は、対象者の増により、92万円の増。その下、高齢者及び要配慮世帯住宅除雪援助費は、豪雪の影響で1,243万円の増です。

なお、災害救助法適用期間に実施しました除雪援助費については、4項の災害救助費に別途計上しております。

6、高齢者能力開発事業費は、南魚沼シルバー人材センター運営補助金などで、前年とほぼ同額。

7、介護保険対策費（特別会計繰出金）は、介護保険特別会計へのルールに基づく繰り出しで、1,016万円増。2行目、介護給付費は、1,992万円の増。4行目、人件費は、人事異動、給与改定等により、30万円の増。5行目、事務費は、実績により202万円の増。6行目、低所得者保険料軽減負担金は、1,405万円の減。

8、介護保険事業費は、44万円の増。2行目、介護人材確保支援事業補助金は、初任者研修、実務者研修の補助で、12万円の増。その下、社会福祉法人等による利用者負担軽減補助金は、社会福祉法人が社会貢献の一環として行う、低所得者の利用負担軽減に対する補助金です。

174、175ページをお願いします。1行目、過年度国庫補助金等返還金は、令和5年度実績による返還金です。2行目、低所得者保険料軽減国庫負担金過年度返還金、及び3行目の同じく県負担金過年度返還金は、令和5年度実績によるものです。

9、介護人材確保緊急5か年事業費は、300万円の減。令和6年度が事業4年目となります。1行目、介護人材新規・移住定住就職支援金は、120万円の減。2行目、介護人材カムバック支援金は、120万円の減。3行目、介護人材ケアマネエール支援金は、40万円の減。そのほ

か、ケアマネスタートお祝い金は対象者がいませんでした。

10、後期高齢者保健事業費は、568 万円の増。後期高齢者の健診や人間ドックの費用で、75 歳到達で被保険者数が増えたことによるものです。6 行目、健康診査（健診）委託料は、492 万円の増。次の行、人間ドック助成金は、70 万円の増。

11、後期高齢者医療対策費は、4,687 万円の増。1 行目、新潟県後期高齢者医療広域連合負担金は、1,468 万円の増。次の行、療養給付費負担金は、ルールに基づき、療養給付費の 12 分の 1 を負担するもので、療養給付費の増に伴い、3,219 万円の増。

12、後期高齢者医療対策費（特別会計繰出金）は、1,945 万円の増。2 行目、保険基盤安定（保険料軽減）分は、1,694 万円の増。保険料を軽減した分を県 4 分の 3、市 4 分の 1 で、一般会計から全額補填するもので、被保険者数増により、軽減対象者も増加したものです。

次の段、4 目包括支援事業費、備考欄 1、包括支援事業費は、前年度比 74 万円の増。1 行目、手数料は、6 年ごとに更新する地域包括支援センターの介護予防支援事業所としての更新手数料です。2 行目、居宅介護予防支援事業委託料は、居宅介護支援事業所へのプラン作成件数の増加により、94 万円の増。

176、177 ページをお願いします。1 行目、地域医療連携事業負担金は、うおぬま・米ねっとの負担金で、前年同額。2 行目、認知症予防のための補聴器等購入費助成金は、20 万円の減。交付件数は 60 件でありました。

次の段、5 目国民年金事務費です。備考欄 1、国民年金事務費は、前年度とほぼ同額です。

次の段、6 目社会福祉援護事業費です。備考欄 1、社会福祉援護費は、1 万円の減。3 行目、災害見舞金は、2 件の火災災害に対する見舞金で、前年同額。

次の段、7 目生きがい福祉施設管理運営費です。備考欄 1、福祉施設管理運営費は、46 万円の増。1 行目、修繕料は、福祉センターの地震感知器交換、大和老人福祉センターのボイラー修繕、塩沢老人福祉センターの屋根消雪施設の修繕などで、12 万円の減。3 行下からの指定管理料は、人件費の上昇があった一方、電気料、燃料費が当初見込みよりも抑えられました結果、大和老人福祉センターが前年とほぼ同額、塩沢老人福祉センターは 24 万円の増、福祉センターは 20 万円の増となりました。

次の段、8 目老人ホーム魚沼荘管理運営費です。施設の維持管理経費及び入所者に対する生活支援に係る経費で、主に社会福祉協議会への指定管理委託です。最初の行、修繕料は、食堂、ホール部分での空調室外機修繕で、74 万円の増。最後の行、指定管理委託料は、人件費、事務費等の上昇により、484 万円の増です。

178、179 ページをお願いします。9 目ふるさと応援活用基金事業費です。備考欄 1、介護施設大規模改修緊急 5 か年事業費は、介護保険制度の開始から 20 年以上が経過し、老朽化等により大規模改修が必要な施設に対して、持続的で安定した介護サービスの提供を図る目的で補助金を交付する 5 か年事業で、3,359 万円の皆増。1 年目の令和 6 年度は、特別養護老人ホームみなみ園の空調設備改修工事を実施しました。

次の表、3 款 2 項 1 目子育て支援費（児童福祉総務費）です。備考欄 1、職員費は、保育士

を含む児童福祉費担当職員 156 人分の人件費で、2,496 万円の増。内訳は、児童福祉費担当職員 23 人、保育園保育士 117 人、保育園調理員 16 人分となっています。

2、学童保育対策事業費は、学童クラブの運営に係る経費で、前年度比 3,413 万円の増。4 行目、学童保育事業委託料（NPO 法人）は、12 クラブが運営する NPO 法人すまいるネット南魚沼への委託料で、有資格者の複数配置による基本額の加算など、基準単価の改正と実績に基づく再算定により、1,205 万円の増。その下、学童保育事業委託料（私立）は、私立保育園 8 クラブへの委託料で、同様の理由により、2,145 万円の増。

3、ほのぼの広場事業費は、114 万円の減。1 行目、任用職員報酬（保育園非常勤職員）は、3 会場運営するための保育士等の報酬で、会計年度任用職員 2 人のうち 1 人を保育園に配置変更したことから、267 万円の減。次の行、任用職員手当等は、時給額改定による基礎額の増及び勤勉手当の支給により、130 万円の増です。

180、181 ページをお願いします。上から 12 行目、施設改修工事費は、療育支援教室の運営のため、吸音カーテンを設置、また子育て相談のための電話回線を増設したことにより、24 万円の増。

4、ファミリーサポートセンター事業費は、30 万円の減。令和 7 年 3 月末の依頼会員は 214 人、年間活動は 945 回でありました。令和 5 年度は利用会員の負担軽減として、利用料を半額とし、さらにひとり親家庭の利用料は県補助金を活用して全額補助としていましたが、県補助終了後の令和 6 年度は、市単独により半額補助を継続しました。1 行目、報償費は、提供会員に支払う報償費で、37 万円の減。5、子ども医療費助成事業費は、1,652 万円の減。ゼロ歳から就学前までの一部負担金を助成する無料化分と、高校卒業までの一部負担金を除く助成分の合計です。3 行目、子ども医療費助成金は、助成件数は 9 万 273 件で、6,992 件の減少でした。

6、妊産婦医療費助成事業費（市単独）は、176 万円の減。妊産婦の医療費の自己負担分全額を助成する市単独の事業です。2 行目、妊産婦医療費助成金（市単独）は、助成件数は 3,136 件で、546 件の減となりました。

182、183 ページをお願いします。7、ひとり親家庭医療費助成事業費は、44 万円の増。対象者は 60 人減の 865 人。件数は 295 件の減、9,101 件となりました。2 行目、医療費助成金（県単）は、2 万円の減。

8、不妊治療医療費助成事業費は、67 万円の増。特定不妊治療及び一般不妊治療、不育症医療費に対する助成で、延べ件数は 7 件増の 70 件となりました。

9、養育医療費助成事業費は、2 万円の減。出生時の体重が 2,000 グラム以下か指定医療機関での養育が必要な 1 歳未満の乳児に対する養育医療に係る費用で、対象者は 3 人でありました。2 行目、療育医療給付費は、出生時の状態や治療内容がそれぞれ違いますので、結果として 47 万円の減となりました。

10、子ども家庭総合支援拠点事業費は、139 万円の増。主にこども家庭サポートセンターの運営費や家庭相談員 2 人分の人件費になります。1 行目から 3 行目の任用職員に係る人件費

は、主に勤勉手当支給開始と共済費の増などから、合計で80万円の増。4行目、要保護児童対策地域協議会委員報償費、及びその下の行、費用弁償は、要保護児童対策地域協議会代表者会議開催に係る経費になります。7行下、総合行政システム機器リース料は、住民基本台帳や福祉行政システムのリース料で、前年同額。その下、過年度国県補助金等返還金は、令和5年度分児童虐待・DV対策等総合支援事業国庫補助金の実績報告による精算金になります。

11、出産応援緊急5か年事業費は、402万円の減。新生児の出生時にめごちゃん祝い金を支給する令和3年度からの事業であります。対象児227人、令和5年度よりも29人の減少になりました。

184、185ページをお願いします。2目児童措置費です。備考欄1、児童扶養手当支給事業費は、102万円減。2行目、児童扶養手当は、受給者34人の減になります。計361人で、101万円の減。児童手当支給事業費は、7,532万円増。6行目、児童手当費は、令和6年10月から制度改正により拡大し、支給対象児童が延べで2万3,452人増えたため、全体では8,601万円の増。その下、児童手当特例給付費は、令和6年10月からの所得制限撤廃によりまして、対象児童が343人減ったことから、171万円の減。

3、母子家庭等対策総合支援事業費。1行目、過年度国県補助金等返還金は、令和5年度事業実績により、17万円の増。

4、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯に対する令和5年度事業であります。1行目の過年度国県補助金等返還金で、令和5年度の実績による返還金の計上です。

次の段、3目児童福祉施設費です。備考欄1、常設保育園管理運営費は、公立保育園の施設管理運営に係る経費で、44万円の増。2行目、任用職員報酬は、子ども・子育て支援事業計画策定補助のため1人の増及び時給改定等によりまして、228万円の増。

186、187ページをお願いします。4行目、修繕料、こちらは140万円の増。14行目、除雪等業務委託料は、豪雪による対応で、828万円の増。8行下、データ作成委託料は、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計分析の業務委託です。その下、機器保守点検委託料は、公立保育園7園の調理機器の点検及びメンテナンスのため、皆増になります。

188、189ページをお願いします。7行目、施設改修工事費は、舞子保育園の消雪用井戸ポンプ修繕によりまして、528万円の増。

2、常設保育園保育費は、公立保育園の運営に係るもので、7,837万円の増。年度末の保育園における職員構成は、正職保育士117人、会計年度任用職員は133人で、そのうち有資格者は74人、調理員は正職16人、会計年度任用職員23人、ほかバス添乗員5人となっております。1行目、任用職員報酬（保育園非常勤職員）は、990万円の減。2行下、任用職員報酬（医療的ケア非常勤職員）は、令和6年度から看護師1人を配置し、281万円の皆増。その下、任用職員給料は、フルタイム会計年度任用職員12人分の給料で、2,895万円の皆増。2行下、任用職員総合事務組合退職手当負担金は、フルタイム会計年度任用職員の退職手当負担金554

万円の皆増であります。その下、任用職員共済費は、同じくフルタイム会計年度任用職員の分でございます。

190、191 ページをお願いします。2行目、手数料は、医療的ケア児の担当看護師確保のために人材紹介会社に支払った紹介手数料で、115万円の皆増。

3、子育てICT運営費は、保育士の負担軽減や業務の効率化、保育サービスの向上を図るために実施しました保育園のICT化に係る導入経費、維持経費などで、2,246万円全てが皆増となります。2行目、システム導入業務委託料ですが、保育園DXのシステム導入の業務委託、その下、電算システム・ソフト等使用料ですが、公立保育園で使用するシステムの使用料、また保育士が利用するタブレットのリース料。その下、PCネットワーク工事費、保育園内でシステムを利用するためのWi-Fi環境の整備の工事費です。その下、機械機器購入費（1件50万円未満）ですが、こちらもスマートフォン端末30台分の購入費となります。その下、ソフトウェア購入費（1件50万円未満）、こちらも保育士が利用するタブレットにマイクロソフトオフィスのライセンスを購入してインストールしたものであります。

4、公設民営保育園委託事業費は、めぐみ野こども園、上町保育園の2園に対する委託料と、一時預かり、障がい児受入れ、未満児受入れなど、特別保育事業補助金ですが、浦佐認定こども園が令和6年度から公私連携型認定こども園へ移行したことなどにより、2億6,964万円の減。3行目、子ども・子育て支援交付金は、子育て支援拠点、一時預かりに対するもので、1,319万円の減。その下、子ども・子育て支援体制補助金は、保育士の研修に対するもので、18万円の減。その下、特別保育事業補助金（県単）は、障がい児保育に対するもので、1,646万円の減。その下、特別保育事業等補助金（市単）は、延長保育、障がい児保育に対するもので、1,873万円の減。

5、公私連携教育・保育施設事業費は、浦佐認定こども園が公私連携型認定こども園に移行したことにより、いずれも皆増です。1行目、浦佐認定こども園特別施設管理委託料は、ペレットボイラーの管理・修繕の委託料。その下、保育対策総合支援事業費補助金は、冷房設備の修繕を補助するもの。その下、子ども・子育て支援交付金は、一時預かり事業、地域拠点事業、延長保育事業を補助するもの。その下、子ども・子育て支援体制補助金は、保育士研修の補助。その下、特別保育事業補助金（県単）は、未満児保育事業、障がい児保育事業を補助するもの。その下、特別保育事業等補助金（市単）は、障がい児保育事業、外国籍児童受入対応事業、健診事業を補助するもの。最後の行、浦佐認定こども園施設型給付費負担金は、昨年度の指定管理料に代わり、運営費として給付する負担金になります。

192、193 ページをお願いします。6、私立保育園委託事業費は、たんぼぼ保育園に対する委託料及び特別保育事業補助金で、612万円の増。1行目、たんぼぼ保育園児童保育委託料は、人件費の改定等により505万円の増。2行目、保育対策総合支援事業費補助金は、乳児等通園支援事業——誰でも通園事業になりますが、こちらを実施し、皆増です。その下、子ども・子育て支援交付金からの3つの事業費で、107万円の増になります。

7、私立認定こども園事業費は、私立認定こども園の施設型給付費負担金及び特別保育補

助金を計上したもので、5,116万円の増。金城幼稚園・保育園、むいかまちこども園、野の百合こども園、わかば保育園及びどろんこ保育園の5園が対象。1から5行目は、各園への負担金で、人件費改定の単価増などもありまして、合わせて4,596万円の増。6行目、保育対策総合支援事業費補助金は、保育体制強化事業、保育環境改善に対する補助で、204万円の増。その下、子ども・子育て支援交付金は、子育て支援拠点、延長保育、一時預かりに対するもので、82万円の増。その下、子ども・子育て支援体制補助金は、職員研修への補助。実施・参加回数の減により、28万円の減。その下、特別保育事業補助金（県単）は、未満児、障がい児保育の県単補助で、287万円の増。その下、特別保育事業等補助金（市単）は、障がい児健診費などに対する補助で、受入れ児童数の増で、144万円の増です。

8、地域型保育事業費は、小規模わかば保育園への負担金等で、園児数増、人件費改定の単価増に伴い、732万円の増。

9、医療施設病児・病後児保育事業費は、萌気会の花てまりに対する事業分で、子ども・子育て支援交付金は、延べ利用者54人に対する交付金で、140万円の増。

10、保育園大規模改修事業は、石打保育園の設計監理監督業務及び大規模改造の工事費になります。

194、195ページをお願いします。11、児童福祉費補助・負担金事業は、保育業務に関わる事故等に対応する保険給付に対する加入者負担金、及び新潟県保育連盟に対する公立保育園に係る負担金で、浦佐認定こども園が公私連携型認定こども園に移行したことにより、11万円の減。

12、保育園等給食費負担軽減支援事業費は、物価高騰の影響にある子育て世帯に対し、保育園給食費を補助、減免するもので、補助単価を1食30円から60円に増額したため、748万円の増。

次の段、4目ふるさと応援活用基金事業であります。備考欄1、保育園照明LED化改修事業費は、公立保育園のLED化に取り組んだもので、皆増。1行目、設計監理監督業務委託料は、工事予定の10園分の設計監理委託料です。2行目、施設改修工事費は、塩沢、六日町地域5園の更新工事費になります。

3款3項1目生活保護総務費です。備考欄1、職員費は、生活保護費に係る担当職員8人分の人件費。

2、生活保護一般経費は、生活保護事務に係る一般経費で、2,980万円の増。1行目から4行目、及び次の196、197ページをご覧ください、その1行目までの任用職員に係る人件費は、就労支援員とレセプト点検員の2人分、国庫補助金の対象になります。8行下、システム改修業務委託料は、制度改正等に伴う生活保護システムの改修費用などです。オンライン資格確認対応のための改修終了などにより、527万円の減です。3行下、電算システム・ソフト等使用料は、今ほど説明しました生活保護関連システムの使用料になります。令和5年度途中に開始したシステムが令和6年度は通年で使用したため、201万円の増。最後の行、過年度国県補助金等返還金は、生活保護負担金、生活困窮者自立支援制度に関する負担金などに

係る精算による返還金であります。3,060万円の増。

次の段、2目生活保護扶助費です。備考欄1、生活保護扶助費は、6,081万円の減。年間平均の月当たり保護利用状況は月当たり世帯数が1.8世帯減の193.3世帯。月当たり人数では4.1人減の230.2人であります。僅かではありますが、2年連続の減となっております。1行目、生活保護費（生活扶助）は、12万円の増。その下、生活保護費（医療扶助）は5,839万円の増。その下、生活保護費（介護扶助）は347万円の増。その下、生活保護費（施設事務費）は、救護施設——これは長岡市と柏崎市です——入所者7人分の施設への事務負担金で、95万円の減。その下、生活保護費（就労自立給付金）は、就労収入増加による保護廃止の際、国保税など臨時的な需要に対応するための給付金で、7万円の増となっております。

次の段、3目生活困窮者支援費です。備考欄1、生活困窮者支援費は、生活困窮者自立支援法の施行に伴い制度化された事業のうち、市が実施する事業に要した経費で、主に社会福祉協議会への委託料。1行目、相談・生活支援業務委託料は、335万円の増。その下、子どもの学習・生活支援事業委託料（生活困窮）は、16万円の増。その下、子どもの学習・生活支援事業委託料（ひとり親）は、32万円の増です。

3款4項1目災害救助費です。備考欄1、災害弔慰・援護費は、500万円の皆増。令和7年2月20日から3月10日の間、豪雪による災害救助法の適用を受けたことから、除雪中の事故で亡くなられたお二人のうちお一人分のご遺族に弔慰金を支給しました。もう一人の方につきましては、令和7年度の支給になります。

2、災害救助費（豪雪災害）は、1,644万円の皆増です。1行目、除雪等業務委託料は、管理者不在の空き家の緊急除雪費用で、32万円の皆増。その下、高齢者及び要配慮世帯住宅除雪援助委託料は、災害救助法適用期間の除雪費が対象となり、1,612万円の皆増です。

以上、3款民生費全体は、前年度比3億2,739万円増となりました。

以上で、3款の説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会義は、明日9月12日金曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時59分〕